

令和3年6月23日制定（国官参事第153号）
令和6年9月18日 最終改正（国官参航安第475号、国空無機第38573号）

航空局安全部航空安全推進室長
無人航空機安全課長

小型航空機航空運送事業者に係る
機長、技能審査担当操縦士及び指名技能審査員の審査要領

航空局安全部航空安全推進室

目 次

第1部 一般

1. 総則	P3
2. 申請書等	P3
3. 機長に係る審査	P3
4. 技能審査担当操縦士に係る審査	P6
5. 指名技能審査員に係る審査	P10
6. 審査の判定	P13
7. その他	P13

第2部 機長審査実施細則 (飛行機)

1. 機長の昇格審査、型式移行審査及び定期審査	P14
1-1 申請事項の確認	P14
1-2 口述審査	P14
1-3 実地審査	P15

第3部 機長審査実施細則 (回転翼航空機)

1. 機長の昇格審査、型式移行審査及び定期審査	P24
1-1 申請事項の確認	P24
1-2 口述審査	P24
1-3 実地審査	P25

第4部 機長審査実施細則 (飛行船)

1. 機長の昇格審査、型式移行審査及び定期審査	P33
1-1 申請事項の確認	P33
1-2 口述審査	P33
1-3 実地審査	P34

第5部 技能審査担当操縦士審査実施細則

1. 技能審査担当操縦士の承認審査及び定期審査	P38
1-1 申請事項の確認	P38
1-2 書面審査	P38
1-3 口述審査	P39
1-4 実地審査	P40

第6部 指名技能審査員審査実施細則

1. 指名技能審査員の認定審査及び定期審査	P42
1-1 申請事項の確認	P42
1-2 書面審査	P42
1-3 口述審査	P43
1-4 実地審査	P43

附則	P45
----	-----

様式関連

第1号様式（機長審査申請書）	P46
第2号様式（技能審査担当操縦士審査申請書）	P47
第3号様式（技能審査担当操縦士講習申請書）	P48
第4号様式（技能審査担当操縦士業務範囲変更審査申請書）	P49
第5号様式（航空経歴書）技能審査担当操縦士	P50
第6号様式（機長審査成績報告書）飛行機	P51
第7号様式（機長審査成績報告書）回転翼航空機	P53
第8号様式（機長審査成績報告書）飛行船	P55
第9号様式（技能審査担当操縦士審査成績報告書）	P57
第10号様式（技能審査担当操縦士原簿）	P58
第11号様式（機長審査結果通知書）	P59
第12号様式（技能審査担当操縦士承認通知書）	P60
第13号様式（技能審査担当操縦士審査結果通知書）	P61
第14号様式（指名技能審査員審査申請書）	P62
第15号様式（航空経歴書）指名技能審査員	P63
第16号様式（指名技能審査員講習申請書）	P64
第17号様式（指名技能審査員業務範囲変更審査申請書）	P65
第18号様式（指名技能審査員審査成績報告書）	P66
第19号様式（指名技能審査員認定通知書）	P67
第20号様式（指名技能審査員審査結果通知書）	P68
第21号様式（指名技能審査員原簿）	P69
第22号様式（技能審査担当操縦士講習修了証）	P70
第23号様式（指名技能審査員講習修了証）	P71
第24号様式（技能審査担当操縦士・指名技能審査員解任届）	P72

小型航空機航空運送事業者に係る
機長、技能審査担当操縦士及び指名技能審査員の審査要領

第1部 一般

1. 総則

この要領は、「運航規程審査要領細則」（航空第78号、平成12年1月28日）第3章運航規程審査基準（その2）（以下「審査基準」という。）6-1-3(7)の規定により、最大離陸重量が5,700キログラム以下の飛行機、最大離陸重量が9,080キログラム以下の回転翼航空機及び飛行船（以下「小型航空機」という。）に係る機長の昇格審査等、技能審査担当操縦士の承認審査等及び指名技能審査員の認定審査等に関する具体的な手続き、実施の方法、合否判定基準等を定める。

また、航空局安全部航空安全推進室長（以下「航空安全推進室長」という。）又は地方航空局統括事業安全監督官が本要領によることが必ずしも適当でないと認めた場合には、同等以上の安全性が確保できると認められる範囲で、他の方法によることができる。

2. 申請書等

- 2-1 機長に係る審査（臨時審査及び特別審査を除く。）を受けようとする者は、「機長審査申請書」（第1号様式）を地方航空局統括事業安全監督官又は技能審査担当操縦士の所属する航空運送事業者に提出しなければならない。
- 2-2 技能審査担当操縦士の承認審査又は定期審査の申請を行おうとする航空運送事業者は、「技能審査担当操縦士審査申請書」（第2号様式）を地方航空局統括事業安全監督官又は指名技能審査員（定期審査の申請の場合に限る。）に提出しなければならない。承認審査の申請を行う場合、「航空経歴書」（第5号様式）を添付すること。
- 2-3 技能審査担当操縦士講習（審査業務講習）を受けようとする者は、「技能審査担当操縦士講習申請書」（第3号様式）を地方航空局統括事業安全監督官に提出しなければならない。
- 2-4 現に技能審査担当操縦士の承認を受けている者がその審査対象となる航空運送事業者を変更しようとする場合には、当該技能審査担当操縦士の所属する航空運送事業者は、「技能審査担当操縦士業務範囲変更審査申請書」（第4号様式）を地方航空局統括事業安全監督官に提出しなければならない。
- 2-5 指名技能審査員の認定審査又は定期審査の申請を行おうとする航空運送事業者は「指名技能審査員審査申請書」（第14号様式）を地方航空局統括事業安全監督官に対して提出しなければならない。認定審査の申請を行う場合、「航空経歴書」（第15号様式）を添付すること。
- 2-6 指名技能審査員講習を受けようとする者は、「指名技能審査員講習申請書」（第16号様式）を地方航空局統括事業安全監督官に提出しなければならない。
- 2-7 指名技能審査員の認定を受けている者がその業務範囲を変更しようとする場合には、当該指名技能審査員の所属する航空運送事業者は、「指名技能審査員業務範囲変更審査申請書」（第17号様式）を地方航空局統括事業安全監督官に提出しなければならない。

3. 機長に係る審査

3-1 機長の昇格審査及び型式移行審査

3-1-1 機長の昇格審査は、航空機の種類毎に次に掲げる事項について、第2部、第3部又は第4部に定める審査の方法に従って、運航審査官又は技能審査担当操縦士が行うものとする。

- (1) 航空機の運航に関する次の事項
- イ. 出発前の確認
 - ロ. 航空機の出発及び飛行計画の変更
 - ハ. 航空機乗組員に対する指揮監督
 - ニ. 安全阻害行為等の抑止の措置、危難の場合の措置その他の航空機の運航における安全管理
- (2) 通常状態及び異常状態における航空機の操作及び措置

3-1-2 機長の型式移行審査は、航空機の型式毎に、3-1-1を準用して、運航審査官又は技能審査担当操縦士が行うものとする。

3－1－3 機長の型式移行審査は、機長の定期審査とみなすことができる。

3－2 機長の定期審査

3－2－1 機長の定期審査は、機長の所属する航空運送事業者から機長の発令を受けた日の属する月（以下「機長基準月」という。）又はその前2月若しくは次の2月に、1年に1回運航審査官又は技能審査担当操縦士が行うものとする。

3－2－2 機長の定期審査は、機長の発令を受けていいるいづれか1つの型式の航空機を使用して3－1－1を準用して、運航審査官又は技能審査担当操縦士が行うものとする。

3－3 機長の臨時審査

3－3－1 航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官は、機長が次のいづれかに該当する場合には、当該機長の知識及び能力について臨時審査を行うことができる。

- (1) 機長の発令に係る型式の航空機の性能、装備又は航法に重要な変更があったとき
- (2) 機長としての知識又は能力について疑義が生じたとき
- (3) その他、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要があると認めたとき

3－3－2 臨時審査は、航空機の型式を指定し、その目的に応じて航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が選定した審査科目を、第2部、第3部又は第4部に定める審査の方法を準用して運航審査官が行うものとする。

3－3－3 臨時審査の内容が定期審査と同等であると航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認めた場合は、当該審査を定期審査とみなすことができる。

3－4 機長の特別審査

3－4－1 航空運送事業者は、機長が次のいづれかに該当する場合には、当該機長の知識及び能力について特別審査を行うことができる。

- (1) 機長の発令に係る型式の航空機の性能、装備又は航法に重要な変更があったとき
- (2) 機長としての知識又は能力について疑義が生じたとき
- (3) その他、航空運送事業者が特に必要があると認めたとき

3－4－2 特別審査は、航空機の型式を指定し、その目的に応じて航空運送事業者が選定した審査科目を、第2部、第3部又は第4部に定める審査の方法を準用して、技能審査担当操縦士が行うものとする。

3－4－3 特別審査の内容が定期審査と同等であると航空運送事業者が認めた場合は、当該審査を定期審査とみなすことができる。

3－5 機長に係るその他の審査

機長が審査基準2－6で定める運航承認基準（以下「運航承認基準」という。）に基づく運航又は航空安全推進室長若しくは地方航空局統括事業安全監督官が特に審査が必要と認めた運航を実施する場合には、当該運航承認基準に従い、又はその運航の性質等を勘案して航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が定めた審査基準に基づき、運航審査官又は技能審査担当操縦士が審査を行うものとする。

3－6 機長の資格の維持及び失効

3－6－1 機長の資格の維持

- (1) 機長は、1年に1回定期審査を受け、これに合格しなければならない。ただし、3－1－3に係る審査を受け、合格している場合にはこの限りではない。
- (2) 機長は、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が必要と認めた場合、臨時審査を受けこれに合格しなければならない。
- (3) 機長は、航空運送事業者が必要と認めた場合、特別審査を受けこれに合格しなければならない。

3－6－2 機長の資格の失効

機長は、次のいづれかに該当する場合、機長の資格を失効する。

- (1) 定期審査を受けなかったとき
- (2) 臨時審査又は特別審査を拒否したとき
- (3) 定期審査、臨時審査又は特別審査において不合格となったとき
- (4) 所属する航空運送事業者により機長の任を解かれたとき

3－7 機長基準月の変更

3－7－1 3－2の定期審査を受けるべき期間が到来する前に定期審査を繰り上げて受けた場合、これに合格した日の属する月を新たな機長基準月とするものとする。

3-7-2 3-2の定期審査を受けるべき期間内であって、基準月が到来する前に定期審査を繰り上げて受けた場合、これに合格した日の属する月を新たな機長基準月とすることができる。

3-7-3 次の審査を受けた場合、これに合格した日の属する月を新たな機長基準月とすることができます。

(1) 型式移行審査

(2) 3-3-3により定期審査とみなされた臨時審査

(3) 3-4-3により定期審査とみなされた特別審査

3-8 機長に係る審査の省略

3-8-1 次に掲げる場合にあっては、それぞれの合格の日から180日以内に限り、当該審査に係る口述審査の科目のうち「航空機の性能及び運用限界等」及び実地審査の科目の全てを省略することができる。

(1) 航空従事者技能証明に係る実地試験に合格した者が、当該型式の航空機について機長の昇格審査又は型式移行審査を受けようとする場合

(2) 技能審査担当操縦士が行う社内審査（航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が型式移行審査と同等と認める審査に限る。）に合格した者が、当該型式航空機に係る型式移行審査を受けようとする場合

3-8-2 3-6-2により機長の資格を失効した者が複数の型式の航空機について機長発令を受けていた場合、当該機長発令を受けていた型式の航空機に限り、昇格審査に合格した後の型式移行審査における実地審査を省略することができる。ただし、省略できる期間は、機長の資格を失効した日から180日以内とする。

3-9 移籍若しくは出向する機長、又は複数の航空運送事業者に所属する機長の取り扱い

3-9-1 現に航空運送事業者において機長の発令を受けている者が、他の航空運送事業者に移籍又は出向する場合、移籍又は出向先の航空運送事業者において新たに機長の昇格審査及び型式移行審査（複数の型式について機長発令を受けている場合に限る。）を受けるものとする。

3-9-2 3-9-1の機長の昇格審査及び型式移行審査において、移籍又は出向前に機長の発令を受けていた航空機の型式については、口述審査の科目のうち「航空機の性能、運用限界等」、「運航に関する一般知識」及び実地審査を省略することができる。ただし、省略できる期間は、機長が移籍又は出向した日から180日、若しくは移籍又は出向前の機長基準月のいずれか早い時期までとする。また、移籍又は出向前の航空運送事業者がVFR運航のみを行う航空運送事業者であって、移籍又は出向先の航空運送事業者がIFR運航を行う航空運送事業者である場合にはIFR運航に係る科目は省略しない。

3-9-3 3-9-2により機長の昇格審査を行った場合の機長基準月は、移籍又は出向前の機長基準月とする。

3-9-4 複数の航空運送事業者に所属する機長の定期審査は、所属する全ての航空運送事業者において行うものとする。ただし、所属するいずれかの航空運送事業者において省略のない定期審査を受け、これに合格した者が、所属する他の航空運送事業者において定期審査を受ける場合には、口述審査の科目のうち「航空機の性能、運用限界等」及び実地審査を省略することができる。

3-9-5 VFR運航のみを行う航空運送事業者において省略のない定期審査を受けた者が、IFR運航を行う航空運送事業者において定期審査を受ける場合には、3-9-4にかかるわらずIFR運航に係る科目は省略しない。

3-10 結果の通知

3-10-1 運航審査官又は技能審査担当操縦士は、機長に係る審査終了後口頭により合否の判定を受審者に伝え、審査の講評を行うとともに「機長審査成績報告書」（第6号様式、第7号様式又は第8号様式）を作成する。運航審査官は航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官へ、技能審査担当操縦士は機長又は機長候補者の所属する航空運送事業者へ、それぞれ当該報告書を提出するものとする。

3-10-2 3-10-1の報告書の提出を受けた航空安全推進室長、地方航空局統括事業安全監督官又は技能審査担当操縦士は、審査の結果を申請者に対し「機長審査結果通知書」（第11号様式）により通知するものとする。

3-11 再訓練計画等

3－11－1 昇格審査において不合格となった者又は定期審査、臨時審査若しくは特別審査において不合格となった者が再び機長の発令を受けようとする場合は、当該機長又は機長候補者の所属する航空運送事業者は、再訓練計画を作成し、審査を行った技能審査担当操縦士又は地方航空局先任運航審査官（運航審査官が審査を行った場合）に届け出て、当該再訓練が終了した後に、機長の昇格審査を申請するものとする。

3－11－2 型式移行審査において不合格となった者が、再び当該型式機に係る型式移行審査を受けようとする場合は、当該機長の所属する航空運送事業者は、再訓練計画を作成し、審査を行った技能審査担当操縦士又は地方航空局先任運航審査官（運航審査官が審査を行った場合）に届け出て、当該再訓練が終了した後に、型式移行審査を申請するものとする。

3－12 運航審査官が行う機長に係る審査

運航審査官は、3－3及び3－5に定める審査の他、次のいずれかに該当する航空運送事業者の機長に係る審査を行うことができる。

- (1) 新規参入航空運送事業者
- (2) 新型式の航空機の導入等、当該型式に係る機長発令を受けている技能審査担当操縦士がいない航空運送事業者
- (3) 技能審査担当操縦士が、病気その他やむを得ない事由により機長に係る審査を行うことができないと航空安全推進室長又は地方局統括事業安全監督官が認めた航空運送事業者

3－13 機長の認定を受けている者に係る特例

3－13－1 所属事業者において審査基準6－1－4(4)①の機長の認定を受けている者が、その機長の資格の有効な期間内に、当該所属事業者における本通達の機長審査を受けようとする場合には、口述審査及び実地審査を省略することができる。

3－13－2 3－13－1により機長審査を省略した者が、所属事業者において当該所属事業者における審査基準6－1－4(4)①の機長の認定を失効した場合、本通達における機長の資格も失効するものとする。

4. 技能審査担当操縦士に係る審査

4－1 技能審査担当操縦士の承認

4－1－1 地方航空局統括事業安全監督官は、技能審査担当操縦士候補者が所属する航空運送事業者の申請に基づき、航空機の種類ごとに技能審査担当操縦士の承認を行う。

4－1－2 技能審査担当操縦士の承認は、「技能審査担当操縦士承認通知書」（第12号様式）を発行することにより行う。

4－1－3 技能審査担当操縦士の承認は、その業務範囲を指定して行う。

4－1－4 技能審査担当操縦士の業務範囲とは、審査対象となる航空運送事業者をいう。

4－1－5 技能審査担当操縦士の承認を受けた者は、所属する航空運送事業者から技能審査担当操縦士として発令されていなければ、機長に係る審査を行うことができない。

4－1－6 所属する航空運送事業者から技能審査担当操縦士として発令された者は、当該所属する航空運送事業者から機長発令を受けている型式の航空機に限り、機長に係る審査を行うことができる。

4－2 技能審査担当操縦士の承認の要件

4－2－1 技能審査担当操縦士の承認を受けようとする者は、次の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 審査を行おうとする型式の航空機について、航空運送事業の用に供する航空機の機長として発令を受けている者であること
- (2) 次の飛行経験を有する者であること
 - a. 技能審査担当操縦士候補者の所属する航空運送事業者の事業の用に供する飛行機の機長としての200時間以上の飛行時間を含む飛行機による1500時間以上の飛行時間
 - b. 技能審査担当操縦士候補者の所属する航空運送事業者の事業の用に供する回転翼航空機の機長としての200時間以上の飛行時間を含む回転翼航空機による1000時間以上の飛行時間
 - c. 技能審査担当操縦士候補者の所属する航空運送事業者の事業の用に供する飛行

船の機長としての200時間以上の飛行時間を含む飛行船による1000時間以上の飛行時間

- (3) 技能審査担当操縦士講習（審査業務講習）を修了した者であること
- (4) 航空法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者でないこと

4-2-2 他の航空運送事業者に属する機長に係る審査を行う技能審査担当操縦士の承認を行うのは、次のいずれかの場合に限る。

- (1) 技能審査担当操縦士の所属する航空運送事業者と、当該他の航空運送事業者の運航規程の内容（航空機の運用の方法、訓練、審査の方法等）が類似している場合
- (2) 当該他の航空運送事業者に所属する技能審査担当操縦士がいない場合又は当該他の航空運送事業者に所属する技能審査担当操縦士が審査することのできない機長若しくは機長候補者に対して審査をしようとする場合
- (3) その他航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認めた場合

4-3 技能審査担当操縦士の承認審査

4-3-1 技能審査担当操縦士の承認審査は、技能審査担当操縦士候補者に対し、機長の昇格審査、型式移行審査又は定期審査を行わせることにより運航審査官が行うものとする。ただし、該当する機長又は機長候補者がいない場合には当該審査を模擬審査により行うことができる。また、使用する航空機の座席が2席である場合は、これらのいずれかの審査を行わせた後、当該審査を受けた機長候補者、機長又は模擬審査の操縦者を、運航審査官が技能審査担当操縦士候補者の行った審査飛行と同様の飛行により審査し、その結果を対比させることにより行うことができる。その他通常の方法によることが困難な場合は航空安全推進室長が定める方法によるものとする。

4-3-2 4-3-1の機長又は機長候補者に対する合否の判定は運航審査官が行うものとする。

4-3-3 技能審査担当操縦士の承認審査は、航空機の種類ごとに、第5部に定める方法に従い行うものとする。

4-3-4 複数の航空運送事業者の機長を審査の対象とする技能審査担当操縦士の承認審査は次のとおり行うものとする。

- (1) 審査の対象となるいずれか1つの航空運送事業者に所属する機長又は機長候補者をモデルとして4-3-1、4-3-2及び4-3-3に従って審査を行う。
- (2) 前項(1)において判定基準を満足している場合には、他の航空運送事業者に係る審査は、当該他の航空運送事業者の運航規程に関する知識を口述により確認することにより行う。
- (3) 前項(2)において、他の航空運送事業者の運航規程に関する知識が判定基準を満足していない場合には、当該他の航空運送事業者に係る承認審査は不合格とし、判定基準を満足している航空運送事業者に係る承認審査に限り合格とする。

4-4 技能審査担当操縦士の定期審査

4-4-1 技能審査担当操縦士の定期審査は、地方航空局統括事業安全監督官から技能審査担当操縦士の承認を受けた日の属する月（以下「技能審査担当操縦士基準月」という。）又はその前2月若しくは次の2月に、1年に1回運航審査官又は指名技能審査員が行うものとする。

4-4-2 定期審査は、航空機の種類ごとに、当該技能審査担当操縦士が機長として発令されているいずれか1つの型式の航空機を使用して、第5部に定める審査の方法に従って行うものとする。

4-4-3 4-3-1、4-3-3及び4-3-4までの規定は、技能審査担当操縦士の定期審査について準用する。4-3-1の規定中「運航審査官」とあるのは「運航審査官又は指名技能審査員」と読み替える。

4-5 技能審査担当操縦士の臨時審査

4-5-1 航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官は、技能審査担当操縦士が次のいずれかに該当する場合には当該技能審査担当操縦士の知識及び能力について臨時審査を行うことができる。

- (1) 技能審査担当操縦士としての知識又は能力について疑義が生じたとき
- (2) 当該技能審査担当操縦士の業務範囲として指定された航空運送事業者に係る訓練及

び審査の方法又は運航規程に重要な変更があった場合

- (3) その他、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要があると認めたとき

4-5-2 臨時審査は、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が指定した航空運送事業者について、第5部に定める審査の方法を準用して運航審査官が行うものとする。

4-5-3 臨時審査の内容が定期審査と同等であると航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認めた場合は、当該審査を定期審査とみなすことができる。

4-6 技能審査担当操縦士の業務範囲変更審査

技能審査担当操縦士の業務範囲変更審査は、その内容に応じて次のとおり運航審査官が行うものとする。

- (1) 審査対象となる航空運送事業者を追加しようとする場合は、当該航空運送事業者の運航規程に関する知識を口述により審査する。
- (2) 審査対象となる航空運送事業者を削除しようとする場合は、当該航空運送事業者を「技能審査担当操縦士業務範囲変更審査申請書」（第4号様式）により審査し、技能審査担当操縦士原簿から当該航空運送事業者を削除することにより行う。

4-7 技能審査担当操縦士の承認の維持、失効及び取り消し

4-7-1 技能審査担当操縦士の承認の維持

- (1) 技能審査担当操縦士は、1年に1回定期審査を受けこれに合格しなければならない。
- (2) 技能審査担当操縦士は、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が必要と認めた場合、臨時審査を受けこれに合格しなければならない。

4-7-2 技能審査担当操縦士の承認の失効

技能審査担当操縦士は、次のいずれかに該当する場合、技能審査担当操縦士の承認を失効するものとする。

- (1) 定期審査を受けなかったとき
- (2) 臨時審査を拒否したとき
- (3) 定期審査又は臨時審査において不合格となったとき
- (4) 所属する航空運送事業者において技能審査担当操縦士の任を解かれたとき
- (5) その他、4-2-1の要件を満足しなくなったとき

4-7-3 技能審査担当操縦士の承認の取り消し

地方航空局統括事業安全監督官は、技能審査担当操縦士が次のいずれかに該当する場合、技能審査担当操縦士の承認を取り消すことができる。

- (1) 技能審査担当操縦士の承認を受けるにあたり不正があったとき
- (2) 機長の審査を行うにあたり不正又は著しい非行があったとき

4-8 技能審査担当操縦士基準月の変更

4-8-1 4-4-1の定期審査を受けるべき期間が到来する前に定期審査を繰り上げて受けた場合、これに合格した日の属する月を新たな技能審査担当操縦士基準月とするものとする。

4-8-2 4-4の定期審査を受けるべき期間内であって、基準月が到来する前に定期審査を繰り上げて受けた場合、これに合格した日の属する月を新たな技能審査担当操縦士基準月とすることができる。

4-8-3 4-5-3により定期審査とみなされた臨時審査を受けた場合、これに合格した日の属する月を新たな技能審査担当操縦士基準月とすることができる。

4-9 結果の通知

4-9-1 承認審査、業務範囲変更審査及び臨時審査

4-9-1-1 運航審査官は、技能審査担当操縦士に係る審査終了後口頭により合否の判定を受審者に伝え、審査の講評を行うとともに「技能審査担当操縦士審査成績報告書」（第9号様式）を作成し、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官に提出するものとする。

4-9-1-2 4-9-1-1の報告書の提出を受けた航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官は、審査の結果を技能審査担当操縦士の所属する航空運送事業者に対し以下により通知するものとする。

- (1) 技能審査担当操縦士の承認審査に合格判定の場合
 - ・ 技能審査担当操縦士承認通知書（第12号様式）
- (2) (1)以外に係る審査の場合
 - ・ 技能審査担当操縦士審査結果通知書（第13号様式）

4-9-2 定期審査

4-9-2-1 運航審査官又は指名技能審査員は技能審査担当操縦士に係る審査終了後口頭により合否の判定を受審者に伝え、審査の講評を行うとともに「技能審査担当操縦士審査成績報告書」（第9号様式）を作成する。運航審査官は航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官へ、指名技能審査員は技能審査担当操縦士の所属する航空運送事業者へ、それぞれ当該報告書を提出するものとする。

4-9-2-2 4-9-2-1の報告書の提出を受けた航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官は、審査の結果を航空運送事業者に対し「技能審査担当操縦士審査結果通知書」（第13号様式）により通知するものとする。

4-9-2-3 4-9-2-1の報告書の提出を受けた航空運送事業者は、当該報告書の写しを航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官へ提出する。指名技能審査員は審査の結果を航空運送事業者に対し「技能審査担当操縦士審査結果通知書」（第13号様式）により通知するものとする。

4-10 再訓練計画等

4-10-1 承認審査において不合格となった者又は定期審査若しくは臨時審査において不合格となった者が再び技能審査担当操縦士の承認を受けようとする場合は、所属する航空運送事業者は再訓練計画を作成し、地方航空局先任運航審査官に届け出て、当該訓練が終了した後に、承認審査を申請するものとする。

4-10-2 4-6(1)の業務範囲変更審査において不合格となった者が再び当該業務範囲を追加しようとする場合、又は4-3-4(3)により審査対象となる航空運送事業者の一部を削除された技能審査担当操縦士が、当該削除された航空運送事業者に係る指定を受けようとする場合には、当該技能審査担当操縦士の所属する航空運送事業者は、再訓練計画を作成し、地方航空局先任運航審査官に届け出て、当該訓練が終了した後に、業務範囲変更審査を申請するものとする。

4-11 技能審査担当操縦士の権限の独立

航空運送事業者は、技能審査担当操縦士が機長の審査を行うに当たって次の権限の独立性を保障しなければならない。

- (1) 営業部門から分離されていること
- (2) 技能審査担当操縦士が単独で評価を行えること
- (3) 評価について、他から干渉されることがないこと
- (4) 当該技能審査担当操縦士が評価を理由として、その意に反して解任、休職、免職等の不利益な処分を受けることがないこと

4-12 技能審査担当操縦士原簿の保管

4-12-1 地方航空局先任運航審査官は、「技能審査担当操縦士原簿」（第10号様式）を作成し、保管するものとする。

4-12-2 技能審査担当操縦士の所属する航空運送事業者は、当該技能審査担当操縦士を解任した場合には地方航空局統括事業安全監督官に「技能審査担当操縦士解任届」（第24号様式）により報告しなければならない。

4-13 技能審査担当操縦士の承認等における特例

4-13-1 査察担当操縦士の認定を受けている者に係る特例

4-13-1-1 査察担当操縦士の認定を受け、かつ、航空運送事業者により査察担当操縦士の発令を受けている者が、その資格の有効な期間内に、技能審査担当操縦士の承認を受けようとする場合には、4-2-1(3)の技能審査担当操縦士講習（審査業務講習）を省略することができる。

4-13-1-2 4-13-1-1において当該査察担当操縦士が所属する航空運送事業者を業務範囲とする技能審査担当操縦士の承認審査においては、口述審査及び実地審査を省略することができる。

4-13-1-3 4-13-1-2により技能審査担当操縦士の承認を受けた者が、その査

察担当操縦士の資格の有効な期間内に、技能審査担当操縦士の定期審査を受けようとする場合には、口述審査及び実地審査を省略することができる。

4-13-1-4 4-13-1-2により技能審査担当操縦士の承認を受けた者が、所属事業者において当該査察担当操縦士の認定を失効した場合、技能審査担当操縦士の承認もその効力を失うものとする。

4-13-2 指名技能審査員の認定を受けている者に係る特例

4-13-2-1 指名技能審査員の認定を受け、かつ、航空運送事業者により指名技能審査員の発令を受けている者が、その指名技能審査員の資格の有効な期間内に技能審査担当操縦士の定期審査を受けようとする場合には、口述審査及び実地審査を省略することができる。なお基準月は技能審査担当操縦士基準月に準ずる。

4-13-2-2 4-13-2-1により技能審査担当操縦士の定期審査を受けた者が、所属事業者において、指名技能審査員の認定を失効した場合、技能審査担当操縦士の承認もその効力を失うものとする。

4-14 技能審査担当操縦士の責務

4-14-1 技能審査担当操縦士は、指定を受けた業務範囲の中で、第2部から第4部のうちいずれか該当する審査要領に従って業務を行わなければならない。

4-14-2 技能審査担当操縦士は、航空運送事業者から独立して、中立の立場から厳正に当該審査を行わなければならない。

4-14-3 技能審査担当操縦士は、地方航空局統括事業安全監督官が必要の都度行う技能審査担当操縦士講習を受けるよう努めなければならない。

5. 指名技能審査員に係る審査

5-1 指名技能審査員の認定

5-1-1 地方航空局統括事業安全監督官は、指名技能審査員候補者が所属する航空運送事業者の申請に基づき指名技能審査員の認定を行う。

5-1-2 指名技能審査員の認定は、「指名技能審査員認定通知書」（第19号様式）を発行することにより行う。

5-1-3 指名技能審査員の認定は、業務範囲を次のとおり指定して行うものとする。

- (1) 審査対象となる航空運送事業者
- (2) 審査対象となる航空機の種類及び等級（飛行機についてはピストン機又はタービン機の区別は問わない。以下同じ。）
- (3) 前項(1)及び(2)の数はそれぞれ3を超えないものとする。

5-1-4 指名技能審査員として認定を受けた者で、かつ、所属する航空運送事業者から指名技能審査員として発令されていなければ、技能審査担当操縦士の定期審査を行うことができない。

5-2 指名技能審査員の認定の要件

指名技能審査員の認定を受けようとする者は次の要件を備えていなければならない。

- (1) 指定を受けようとする業務範囲の航空機の種類及び等級に含まれる1以上の型式の航空機について現に技能審査担当操縦士であること
- (2) 技能審査担当操縦士と査察担当操縦士の経験が、合わせて3年以上であること
- (3) 指名技能審査員講習を修了した者であること
- (4) 航空法に違反し、罰金以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過していない者でないこと

5-3 指名技能審査員の認定審査

5-3-1 認定審査は、指名技能審査員候補者に対し、技能審査担当操縦士の定期審査を行わせることにより行うものとする。ただし、該当する技能審査担当操縦士がいない場合には当該定期審査を模擬審査とすることができます。

5-3-2 5-3-1における技能審査担当操縦士に対する合否の判定は運航審査官が行うものとする。

5-3-3 認定審査は、指定を受けようとする業務範囲の航空運送事業者並びに航空機の種類及び等級について、第6部に定める方法に従って運航審査官が行うものとする。

5-3-4 複数の航空運送事業者を審査の対象とする指名技能審査員の認定審査は、次のとおり行うものとする。

- (1) いずれか1つの航空運送事業者並びに航空機の種類及び等級について、5-3-1、5-3-2及び5-3-3に定める方法に従って行う。
- (2) 前項(1)において判定基準を満足している場合には、他の航空運送事業者に係る審査は、当該他の航空運送事業者の運航規程に関する知識を口述により審査することにより行う。

5-3-5 複数の種類及び等級の航空機を審査の対象とする指名技能審査員の認定審査は、次のとおり行うものとする。

- (1) いずれか1つの種類及び等級の航空機について5-3-1、5-3-2及び5-3-3に定める方法に従って行う。
- (2) 前項(1)において判定基準を満足している場合には、他の種類及び等級の航空機に係る審査は、当該他の種類及び等級の航空機に係る技能審査担当操縦士の審査に必要な知識を口述により審査することにより行う。

5-3-6 5-3-4(2)又は5-3-5(2)において判定基準を満足していない場合には、当該他の航空運送事業者又は航空機の種類及び等級に係る認定審査は不合格とし、判定基準を満足している航空運送事業者又は航空機の種類及び等級に係る認定審査に限り合格とする。

5-4 指名技能審査員の定期審査

5-4-1 指名技能審査員の定期審査は、地方航空局統括事業安全監督官から指名技能審査員の認定を受けた日の属する月（以下「指名技能審査員基準月」という。）又はその前2月若しくは次の2月に、1年に1回運航審査官が行うものとする。

5-4-2 定期審査は、業務範囲に指定されているいずれか1つの航空運送事業者並びに種類及び等級の航空機の組み合わせにより、第6部に定める方法に従って運航審査官が行うものとする。

5-4-3 5-3-1及び5-3-3から5-3-6までの規定は、定期審査について準用する。

5-5 指名技能審査員の臨時審査

5-5-1 航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官は、指名技能審査員が次のいづれかに該当する場合には臨時審査を行うことができる。

- (1) 指名技能審査員としての知識又は能力について疑義が生じたとき
- (2) 当該指名技能審査員の業務範囲として指定された航空運送事業者に係る訓練及び審査の方法又は運航規程に重要な変更があった場合
- (3) その他、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要があると認めたとき

5-5-2 指名技能審査員の臨時審査は、業務範囲に指定されている航空運送事業者並びに航空機の種類及び等級の中から指定して、その目的に応じて航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が選定した科目を、第6部に定める方法を準用して行うものとする。

5-5-3 臨時審査の内容が定期審査と同等であると航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認める場合は、当該審査を定期審査とみなすことができる。

5-6 指名技能審査員の業務範囲変更審査

指名技能審査員の業務範囲変更審査は、その内容に応じて次のとおり運航審査官が行うものとする。

- (1) 審査対象となる航空運送事業者を追加しようとする場合は、当該航空運送事業者の運航規程に関する知識を口述により審査する。
- (2) 審査対象となる航空機の種類及び等級を追加しようとする場合は、当該種類及び等級の航空機に係る技能審査担当操縦士の審査に必要な知識を口述により審査する。
- (3) 審査対象となる航空運送事業者若しくは航空機の種類及び等級を削除しようとする場合は、当該事項を「指名技能審査員業務範囲変更審査申請書」（第17号様式）により審査し、指名技能審査員原簿から削除することにより行う。

5-7 指名技能審査員の認定の維持、失効又は取り消し

5-7-1 認定の維持

5-7-1-1 指名技能審査員は、1年に1回、運航審査官による定期審査を受け、これに合格しなければならない。

5－7－1－2 指名技能審査員は、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が必要と認めた場合、運航審査官による臨時審査を受け、これに合格しなければならない。

5－7－2 認定の失効

指名技能審査員は、次のいずれかに該当する場合、指名技能審査員の認定を失効するものとする。

- (1) 定期審査を受けなかったとき
- (2) 臨時審査を拒否したとき
- (3) 定期審査又は臨時審査において不合格となったとき
- (4) 所属する航空運送事業者において指名技能審査員の任を解かれたとき
- (5) その他、5－2の要件を満足しなくなったとき

5－7－3 認定の取り消し

地方航空局統括事業安全監督官は、指名技能審査員が次のいずれかに該当する場合、指名技能審査員の認定を取り消すことができる。

- (1) 指名技能審査員の認定を受けるにあたり不正があったとき
- (2) 技能審査担当操縦士の定期審査を行うにあたり不正又は著しい非行があったとき

5－8 指名技能審査員基準月の変更

5－8－1 5－4の定期審査を受けるべき期間が到来する前に定期審査を繰り上げて受けた場合、これに合格した日の属する月を新たな指名技能審査員基準月とするものとする。

5－8－2 5－4の定期審査を受けるべき期間内であって、基準月が到来する前に定期審査を繰り上げて受けた場合、これに合格した日の属する月を新たな指名技能審査員基準月とすることができる。

5－8－3 5－5により定期審査とみなされた臨時審査を受けた場合、これに合格した日の属する月を新たな指名技能審査員基準月とすることができる。

5－8－4 業務範囲変更審査によって指名技能審査員基準月の変更を行うことはできない。

5－9 結果の通知

5－9－1 運航審査官は、指名技能審査員に係る審査終了後口答により合否の判定を受審者に伝え、審査の講評を行うとともに「指名技能審査員成績報告書」（第18号様式）を作成し、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官に提出するものとする。

5－9－2 5－9－1の報告書の提出を受けた航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官は、審査の結果を指名技能審査員の所属する航空運送事業者に対し以下により通知するものとする。

- (1) 指名技能審査員の認定審査に合格判定の場合
 - ・指名技能審査員認定通知書（第19号様式）
- (2) (1)以外に係る審査の場合
 - ・指名技能審査員審査結果通知書（第20号様式）

5－10 再訓練計画等

5－10－1 認定審査において不合格となった者又は定期審査若しくは臨時審査において不合格となった者が再び指名技能審査員の認定を受けようとする場合は、所属する航空運送事業者は、再訓練計画を作成し、地方航空局先任運航審査官に届け出て、当該訓練が終了した後に、指名技能審査員の認定審査を申請するものとする。

5－10－2 5－6(1)又は(2)の業務範囲変更審査において不合格となった者が再び当該業務範囲の変更審査を受けようとする場合、又は5－3－6により審査対象となる航空運送事業者若しくは航空機の種類及び等級の一部を削除された指名技能審査員が当該削除された業務範囲に係る変更審査を受けようとする場合には、所属する航空運送事業者は、再訓練計画を作成し、地方航空局先任運航審査官に届け出て、当該訓練が終了した後に業務範囲変更審査を申請するものとする。

5－11 指名技能審査員の権限の独立

航空運送事業者は、指名技能審査員が技能審査担当操縦士の審査を行うに当たって次の権限の独立性を保障しなければならない。

- (1) 営業部門から分離されていること
- (2) 指名技能審査員が単独で評価を行えること
- (3) 評価について他から干渉されないこと

(4) 評価を理由として指名技能審査員が解任、休職、免職等の不利益な処分を受けないと。

5-1-2 指名技能審査員の責務

5-1-2-1 指名技能審査員は、指定を受けた業務範囲の中で、第5部の審査要領に従って業務を行わなければならない。

5-1-2-2 指名技能審査員は、航空運送事業者から独立して、中立の立場から厳正に当該審査を行わなければならない。

5-1-2-3 指名技能審査員は、地方航空局統括事業安全監督官が必要の都度行う指名技能審査員講習を受けなければならない。

5-1-3 記録の保管等

5-1-3-1 航空運送事業者は、当該航空運送事業者に所属する指名技能審査員が行った審査の記録を5年間保管しなければならない。

5-1-3-2 地方航空局先任運航審査官は、「指名技能審査員原簿」（第21号様式）を作成し保管しなければならない。

5-1-3-3 航空運送事業者は、当該航空運送事業者に所属する指名技能審査員を解任した場合には、地方航空局統括事業安全監督官に「指名技能審査員解任届」（第24号様式）により報告しなければならない。

6. 審査の判定

6-1 審査において、申請者が所定の各科目（以下「科目等」という。）を終了し、すべての科目等が判定基準に達しているときは合格と判定する。

6-2 審査成績報告書の評価における判定基準は以下のとおりとする。

「良」……判定基準を満足した場合

「可」……判定基準を一時的に逸脱したが継続的ではなく、知識及び能力を有する場合

「否」……判定基準を満足せず、知識又は能力を有しない場合

7. その他

7-1 技能審査担当操縦士講習修了証

地方航空局統括事業安全監督官は、2-3により技能審査担当操縦士講習を申請し、講習を受講した者に対して、「技能審査担当操縦士講習修了証」（第22号様式）を交付する。

7-2 指名技能審査員講習修了証

地方航空局統括事業安全監督官は、2-6により指名技能審査員講習を申請し、講習を受講した者に対して、「指名技能審査員講習修了証」（第23号様式）を交付する。

第2部 機長審査実施細則 (飛行機)

1. 機長の昇格審査、型式移行審査及び定期審査

1-1 申請事項の確認

1-1-1 運航審査官又は技能審査担当操縦士は、審査に先立って受審者に次に掲げる書類の提示を求め、それぞれの有効性及び申請書に記載されている内容を確認するものとする。

(1) 航空従事者技能証明書

(2) 航空身体検査証明書（当該証明書に条件が付されている場合は、条件を満足していること。）

1-1-2 申請書に記載された事項が不備の場合又は必要な証明書を携帯していない場合は、審査を実施しないものとする。

1-1-3 運航審査官又は技能審査担当操縦士は、受審者の最近の飛行経験等を航空機乗組員飛行日誌により確認するものとする。

1-2 口述審査

1-2-1 口述審査において受審者が次のいずれかに該当する場合、審査を停止するものとする。

(1) 知識が判定基準に達していないと認められる場合

(2) 他の者から助言を受けた場合

(3) その他不正と判断される行為があった場合

1-2-2 実地審査において操縦を行っている間は、口述審査は行わないものとする。

1-2-3 口述審査における科目、実施要領及び判定基準は、表1のとおりとする。

表1

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1	航空機の性能及び運用限界等	審査に使用する航空機について次に例示する事項の質問を行う。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 3. 燃料及び滑油 4. 諸系統及び諸装置が故障した場合の措置 5. 通常操作及び緊急操作の手順 6. その他必要な事項	質問事項について正しく回答できること。
2	運航に関する一般知識	運航に関する一般知識について質問する。	質問事項について正しく回答できること。
3	空港等	事業者が事業活動を行う主たる地域内の空港等に係る事項について質問する。	質問事項について正しく回答できること。
4	空域	事業者が事業活動を行う主たる空域に係る事項について質問する。	質問事項について正しく回答できること。
5	関係規則等	航空法規、運航規程、審査要領等に係る事項について質問する。	質問事項について正しく回答できること。

1-3 実地審査

1-3-1 実地審査において申請者が次のいずれかに該当する場合、審査を停止するものとする。

- (1) 航空法規に違反があった場合
- (2) 危険な操作を行った場合
- (3) 他の乗員が申請者に不当な助言をした場合又は申請者が行うべき操作を補助した場合
- (4) その他機長として不適切な行為があった場合

1-3-2 再操作は原則として認めないものとする。ただし、擾乱等の気象状態若しくは航空交通管制の指示等により科目を満足に実施できなかった場合又は合否の判定を明確にするため運航審査官又は技能審査担当操縦士が必要であると認めた場合は、この限りでない。

1-3-3 実地審査科目のうち、運航審査官又は技能審査担当操縦士が適當と認めるものについては、同時に2科目を組み合わせて実施することができるものとする。

1-3-4 実地審査科目のうち、気象状態等の事由により実施できない科目が生じた場合には、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による審査を行うことで実地審査に代えることができるものとする。ただし、その科目的合計は2科目を超えることはできない。

1-3-5 気象状態、機材の故障等止むを得ない事由により審査を中断した場合であって、既に実施した全科目が判定基準に合致しているときは、後に当該審査を再開することができる。なお、既に実施した科目については省略してよい。

1-3-6 計器進入においてフードの使用を終了すべき時期は、次のとおりとする。

- (1) ILS進入からの着陸は、航空機が決心高度に達する直前
- (2) ILS進入からの進入復行は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度か、対地高度500フィートのうち、いずれか低い方の高度に達したとき
- (3) 非精密進入による着陸は、航空機が目視降下点（目視降下点が設定されていないときは、これに相当する地点）に達する直前
- (4) 周回進入からの着陸は、航空機が滑走路末端（進入灯又は進入灯台が設置されているときは、当該灯火）から概ね当該航空機の周回進入における最低気象条件の値に相当する距離に達したとき

1-3-7 決心高度及び最低降下高度は、次のとおりとする。

- (1) ILS進入の決心高度は、運航者が運航規程に定める高度
- (2) 非精密進入又は周回進入の最低降下高度は、運航者が設定した高度

1-3-8 実地審査における科目、実施要領及び判定基準は、表2のとおりとする。

1-3-9 運航審査官又は技能審査担当操縦士は、模擬飛行装置を使用して実地審査の全部又は一部を行うことができる。

- (1) 使用する模擬飛行装置は、模擬飛行装置等認定要領（平成14年3月28日国空航第1285号国空機第1308号国空乗第91号）により審査を受けようとしている型式について、レベルC又はDの認定を受けたものであること
- (2) 実地審査の全部を模擬飛行装置を使用して行う場合の科目は表3によること

1-3-9-1 実機と模擬飛行装置を併用して審査を実施する場合は、模擬飛行装置で実施した科目であっても、実機で実施した場合は評価を行うものとする。

1-3-9-2 模擬飛行装置を使用して実地審査を行う場合の実施要領は次のとおりとする。

- (1) 模擬飛行装置の気象状態の設定は有視界気象状態とし、必要に応じて変化させることができる。ただし、科目4. 計器飛行方式による場合は、其々の区分に応じ其々の最低気象条件とする。
- (2) 模擬飛行装置のみで実地審査が完結する場合、表2の科目を一連の実運航を模擬して実施する。ただし、審査のために気象状態、故障の状況等の諸条件を設定することがある。
- (3) 発動機を含む諸系統又は装置の故障に伴う科目については、当該科目の評価・判定が終了した時点で復旧又は状況設定を変更してもよい。
- (4) 使用する管制用語に関しては、「管制方式基準（空制第5号、昭和44年

1月9日)」に従うものとする。

1-3-9-3 模擬飛行装置による実地審査において次の各号のいずれかに該当する場合は審査を停止し始めからやり直すものとする。

- (1) 模擬飛行装置の不具合により模擬飛行が中断し、かつ審査の判定が困難なとき
- (2) 教官席を操作する者が模擬飛行装置の状況設定を行う能力を有しないとき

表2

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1. 飛行準備			
<注>模擬飛行装置により実施する場合1-1～1-4は表3のとおりとする。			
1-1	証明書、書類	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書、航空日誌等、必要な書類の有効性を確認させる。 2. 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。	1. 必要な証明書、書類の有効性を確認できること。 2. 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。
1-2	重量、重心位置	審査に使用する航空機の重量、重心位置等を確認させる。	空虚重量、全備重量、積載重量等の区分を明確に理解し、重量、重心位置等が許容限界内であることを確認できること。
1-3	航空情報、気象情報	1. 所要の航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について確認させる。 2. 所要の気象情報を入手させ、天気概況、飛行場及び使用空域の実況及び予報について確認させる。	1. 航空情報を正しく理解できること。 2. 天気図等を使用し、運航に関する気象状態について確認できること。 3. 各種の気象通報式の解読が正しくできること。 4. 航空情報、気象情報を検討し、運航の可否が判断できること。
1-4	飛行前点検	1. 運航者が設定したチェックリストに従って、所要の点検を行わせる。 2. 点検実施中、諸系統及び諸装置について所要の質問をする。	1. 当該チェックリストに従って、所要の点検ができること。 2. 点検中、安全に対する配慮がなされていること 3. 質問事項について回答できること。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
2. 異常飛行			
2-1	始動及び試運転	運航者が設定したチェックリストに従い、始動及び試運転を行わせる。	1. 当該チェックリストの使用方法が適切であり、確認が正確なこと。 2. 制限事項を厳守できること。
2-2	地上滑走 (水上滑走)	1. 管制機関等との交信に基づいて地上滑走を行わせる。 2. 水上機の場合、以下の科目を行わせる。 (1) 追い風、横風中の滑走 (2) 風下への旋回、漂流およびブイ埠頭へのドッキング	1. 他機や障害物など、周辺の状況を考慮し、適切な速度で滑走すること。 2. 大型機の後方を通過する場合は、安全に対する配慮を十分行っていること。 3. ブレーキ、ステアリング等の操作が円滑にできること。 4. 水上機の場合 風、潮流及び周辺の状況を考慮して適正な経路、速度で正しく滑走、漂流、ドッキングができること。
2-3	通常の離陸(離水)	1. 所定の方式により通常の離陸を行わせる。 2. 水上機の場合、以下の科目を行わせる。 (1) 向かい風及び軽微な横風中の離水 (2) うねりのある水面からの離水(可能な場合)	1. 運航者が設定した速度の±5ノット以内の変化であること。 2. 運航者が設定した速度を切らないこと。 3. 適切な横風修正ができること。
2-4	離陸(離水)中の1発動機故障と上昇	1. V_1 、 V_R 、 V_2 が設定されている多発機にあっては、 V_1 から V_2 の間で任意の1発動機を不作動にして離陸(離水)させる。 2. 1.に掲げる多発機以外の多発機にあっては、 V_{XSE} 又は $V_{MC}+5$ ノットのどちらか大きい速度以上で任意の1発動機を不作動にして離陸(離水)させる。 <注> 実機で審査を実施する場合は、模擬不作動状態(プロペラ機では、プロペラがフェザーとなった場合と同等の抵抗となるような出力に設定した状態、ジェット機の場合は、FLIGHT IDLE相当の出力に設定した状態をいう。以下、「ゼロ・スラスト設定」という。)とする。	1. 運航者が設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。 2. 針路の維持は±10°以内の変化であること。 3. 速度の維持は、次の各号に掲げる範囲内の変化であること。 イ. V_1 、 V_R 、 V_2 が設定されている多発機にあっては、 V_2 に対して+5ノット、-0ノット以内。 ロ. イ. に掲げる多発機以外の多発機にあっては、 V_{XSE} 又は $V_{MC}+5$ ノットのうち大きいほうの速度に対して+5ノット、-0ノット以内。 4. 適切な横風修正ができること。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
3. 計器飛行方式			
<注>計器飛行方式による航空運送事業に従事することができる機長の審査に限る。			
3-1	計器離陸	1. 所定の方式に従って離陸させる。 2. 実機で実施する場合は、安全高度に達した時点からフードを使用する。	2-3に同じ。
3-2	出発方式	管制承認等に従って飛行させる。	1. 管制承認された方式、事業者の設定した方式手順に従って正しく実施できること。 2. 航法装置等を適切に使用し、所定の方式に従って円滑に飛行できること。 3. トランкиングは±5°以内、アークの場合は±2マイル以内の変化であること。
3-3	ILS、VOR 又は ADF 進入	所定の方式により ILS、VOR 又は ADF 進入のいずれかの進入を行わせる。	1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 最終進入以前の高度は±100フィート、速度は±10ノット以内の変化であること。 3. 最終進入中の速度は±10ノット、ILS ローカライザーは片側フル・スケールの 1/2、グライドスロープは片側フル・スケールの 1/2 以内の変化であること。VOR 又は ADF のトランкиングは±5° 以内の変化であること。 4. 目視による進入に移行後、適正な経路を継続して飛行し、安定した着陸がされること。
3-4	周回進入	最低気象条件に概ね対応する区域内で周回進入を行わせる。	1. 傾斜角は30°を超えないこと。 2. 周回進入中は高度は±50フィート、速度は±10ノット以内の変化であること。 3. 著しく広い経路にならないこと。 4. 最終進入において蛇行したり降下角が不安定にならないこと。 5. 安定した着陸がされること。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
4. 空中操作			
<注>計器飛行方式による航空運送事業に従事することができる機長は、計器飛行（実機の場合は、模擬計器飛行）で実施する。			
4-1	失速と回復操作	<p>運航者が設定した次の3形態のうち運航審査官又は技能審査担当操縦士が指定した1形態について、失速警報又は最初のバフェットにより回復操作を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 離陸形態 2. 進入形態 3. 着陸形態 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 失速の兆候を察知し、機を失せず的確な回復操作ができること。 2. 2次失速を起こさないこと。 3. 著しく不安定な姿勢とならないこと。 4. 多発機においては、左右の出力が不均衡にならないこと。
4-2	急旋回	<p>傾斜角45°で左及び右の360°旋回を連続して行わせる。</p> <p><注> 実施した他の科目の成績が良好な場合には、運航審査官又は技能審査担当操縦士の判断により省略することができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 円滑で調和された操舵であること 2. 高度±100フィート、針路±10°（切り返し時、旋回停止時）以内の変化であること。
4-3	低速飛行	<p>操縦可能な最小速度で、水平直線飛行、上昇旋回及び降下旋回を巡航形態で行わせる。</p> <p><注> 実施した他の科目の成績が良好な場合には、運航審査官又は技能審査担当操縦士の判断により省略することができる。</p>	飛行中の諸元は、高度は±50フィート、速度は+10ノット、-5ノット針路は±10°（水平直線飛行時、旋回停止時）以内の変化であること。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
4-4	発動機の故障	<p>1. 多発機の場合</p> <p>イ. 運航審査官又は技能審査担当操縦士は審査中予告無しに1発動機を不作動の状況を与える。その後、再始動を試みたものの再始動ができない状況又は再始動しない決定がなされた状況を与える。</p> <p>ロ. 1発動機不作動状態で水平直線飛行、傾斜角10°～30°での左右90°旋回及び指定高度への上昇、降下を行わせる。</p> <p><注> 実機で実施する場合は模擬不作動状態（ゼロ・スラスト設定）とする。</p> <p>2. 単発機の場合</p> <p>イ. 運航審査官又は技能審査担当操縦士は予告無しに発動機不作動の状況を与える。</p> <p>ロ. 所定の手順に従い発動機の再始動を行わせる。</p> <p>ハ. 運航審査官又は技能審査担当操縦士は再始動できない状況を与える。</p> <p>ニ. 所定の手順に従い不時着地を選定し、進入させる。</p> <p><注> 実機の場合は騒音問題、最低安全高度等に十分配慮してリカバリーすること。</p>	<p>1. 多発機の場合</p> <p>イ. 運航者が設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。また、1発動機不作動の状況を与えてから、発動機の停止操作が完了するまでの諸元は、高度±100フィート、針路±20°以内の変化であること。</p> <p>ロ. 左の実施要領欄ロ. の空中操作の開始時及び完了時の諸元は、高度±100フィート以内、針路±10°以内の変化であること。また、当該空中操作の間の速度は、運航者が設定した基準速度(V_{YSE}が設定されている場合はV_{YSE})±5ノット以内の変化であること。</p> <p>2. 単発機の場合</p> <p>イ. 安全、かつ円滑に再始動操作ができること。</p> <p>ロ. 運航者が設定した滑空速度を維持し、適切な不時着場を選定できること。</p> <p>ハ. ギア、フラップ等の操作が適切であること。</p> <p>ニ. 管制機関等との連絡が、状況に応じ円滑にできること。</p>

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
5. 着陸			
<注1>5-2の科目は多発機による審査に限る。			
<注2>5-3の科目は陸上単発機による審査に限る。			
5-1	通常の進入及び着陸（着水）	所定の方式により通常の進入及び着陸（着水）を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 進入速度は滑走路末端標高（着水面標高）から500フィート以下において運航者が設定した基準速度（突風を修正した速度を含む。）±5ノット以内の変化であること。ただし、滑走路末端標高（着水面標高）から500フィート以下でフラップを着陸位置にする場合にあっては、滑走路末端を通過時に事業者が設定した基準速度±5ノット以内の変化であること。 2. 接地点は、規定で定めた距離内であること。 3. 横滑り状態で接地（接水）したり、接地（接水）後、方向が偏位しないこと。
5-2	1発動機不作動状態での進入及び着陸（着水）	<p>任意の1発動機を不作動状態にして進入及び着陸（着水）させる。</p> <p><注> 実機で審査を実施する場合は模擬不作動状態（ゼロ・スラスト設定）とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運航者が設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。 2. 進入速度は滑走路末端標高（着水面標高）から500フィート以下において運航者が設定した基準速度（突風を修正した速度を含む。）±5ノット以内の変化であること。ただし、滑走路末端標高（着水面標高）から500フィート以下でフラップを着陸位置にする場合にあっては滑走路末端を通過時に基準速度±5ノット以内であること。 3. 引き起こし開始前にV_{MC}未満の速度としないこと。 4. その他は5-1と同じ。
5-3	制限地着陸	<p>ダウンウインド・レグを飛行中、接地点の真横でパワーをオフとして進入し、着陸させる。</p> <p><注></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多発機又は水上機は行わない。 2. 実施した他の科目の成績が良好な場合には、運航審査官又は技能審査担当操縦士の判断により省略することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定された接地点から60メートルを超えない範囲に接地すること。 2. その他は5-1と同じ。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
6. 通常操作			
<注>装備されている場合に限る。			
6-1	防除氷系統の使 用	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑な操作がされること。
6-2	自動操縦系統の 使用	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑な操作がされること。
6-3	機上レーダー裝 置の使用	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑な操作がされること。
6-4	情報処理装置の 使用	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑な操作がされること。
7. 異常操作及び緊急操作			
<注> 2系統に限り口述により行うことができる。			
7-1	諸系統 又は 装置の故障	次の系統又は装置のうち、3系統以上について故障時の操作を行わせる。 1. 電気系統 2. 油圧系統 3. 燃料系統 4. 着陸系統 5. 高揚力系統 6. 防除氷系統 7. 与圧・空調系統 8. その他（火災・煙の制御を含む。）	緊急事態の内容を的確に判断し、所定の手順に従って円滑な処置がされること。
8. 航空交通管制機関等との連絡			
8-1	管制機関等との 連絡	所定の方法により管制機関等と無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受けさせる。	1. 所定の方法により円滑に情報を入手できること。 2. 管制機関の指示に違反し又は必要な許可を受けないで行動しないこと。
9. 航空機乗組員間の連携			
<注>操縦に2人を要する航空機に係る審査に限る。			
9-1	乗組員間の連携	他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。	乗組員間の連携が適時緊密にできること。
10. 総合能力			
10-1	計画・判断力	飛行全般にわたって、先見性をもって飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して適切に飛行を継続するとともに、不測の事態に備え、予測される危険を回避できること。
10-2	状況認識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し、適切に業務を遂行できること。 2. 積極性を持ち、状況を的確に認識できること。
10-3	指揮統率・協調性	乗組員間及び地上職員との連携状況について判定する。	積極性を持ち、他の乗組員等と協調して業務を遂行できること。
10-4	規則の遵守	運航に必要な規則、規程類の遵守について判定する。	積極性を持ち、規則、規程類を遵守できること。

表3

		No.	科 目	模擬飛行装置	
				C	D
1.	飛行準備	1-1	証明書・書類	◎※1	◎※1
		1-2	重量・重心位置	◎※1	◎※1
		1-3	航空情報・気象情報	◎※1	◎※1
		1-4	飛行前点検	◎※2	◎※2
2.	離陸	2-1	始動及び試運転	◎	◎
		2-2	地上滑走	◎	◎
		2-3	通常の離陸	◎	◎
		2-4	離陸中の発動機の故障と上昇	◎	◎
3.	計器飛行方式	3-1	計器離陸	◎	◎
		3-2	出発方式	◎	◎
		3-3	I L S、V O R 又はA D F 進入	◎	◎
		3-4	周回進入	◎	◎
4.	空中操作	4-1	失速と回復操作	◎	◎
		4-2	急旋回	◎	◎
		4-3	低速飛行	◎	◎
		4-4	発動機の故障	◎	◎
5.	着陸	5-1	通常の進入及び着陸	◎	◎
		5-2	1発動機不作動状態での進入及び着陸	◎	◎
		5-3	制限地着陸	◎	◎
6.	通常操作	6-1	防除氷系統の使用	◎	◎
		6-2	自動操縦系統の故障	◎	◎
		6-3	機上レーダー装置の使用	◎	◎
		6-4	情報処理装置の使用	◎	◎
7.	異常操作及び緊急操作	7-1	諸系統又は装置の故障	◎	◎
8.	航空交通管制機関等との連絡	8-1	管制機関との連絡	◎	◎
9.	航空機乗組員間の連携	9-1	乗組員間の連携	◎	◎
10.	総合能力	10-1	計画・判断力	実施した審査科目全体を通して評価する	実施した審査科目全体を通して評価する
		10-2	状況認識		
		10-3	指揮統率・協調性		
		10-4	規則の遵守		

【記号の意味】

◎	模擬飛行装置等を使用して実施することができる科目
※1	1-1, 1-2については、模擬飛行装置に対応した同型式の実機を想定して科目を実施する。
	1-3については、受審者が利用する主な空港等及び空域を想定して実施する。
※2	1-4のうち、外部点検については口述審査により実施する。

第3部 機長審査実施細則 (回転翼航空機)

1. 機長の昇格審査、型式移行審査及び定期審査

1-1 申請事項の確認

1-1-1 運航審査官又は技能審査担当操縦士は、審査に先立って受審者に次に掲げる書類の提示を求め、それぞれの有効性及び申請書に記載されている内容を確認するものとする。

(1) 航空従事者技能証明書

(2) 航空身体検査証明書（当該証明書に条件が付されている場合は、当該条件を満足していること。）

1-1-2 申請書に記載された事項が不備の場合又は必要な証明書を携帯していない場合は、審査を実施しないものとする。

1-1-3 運航審査官又は技能審査担当操縦士は、受審者の最近の飛行経験等を航空機乗組員飛行日誌により確認するものとする。

1-2 口述審査

1-2-1 口述審査において受審者が次のいずれかに該当する場合、審査を停止するものとする。

(1) 知識が判定基準に達していないと認められる場合

(2) 他の者から助言を受けた場合

(3) その他不正と判断される行為があった場合

1-2-2 実地審査において操縦を行っている間は、口述審査は行わないものとする。

1-2-3 口述審査における科目、実施要領及び判定基準は、表4のとおりとする。

表4

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1	航空機の性能及び運用限界等	審査に使用する航空機について次に例示する事項の質問を行う。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 3. 燃料及び滑油 4. 諸系統及び諸装置が故障した場合の措置 5. 通常操作及び緊急操作の手順 6. その他必要な事項	質問事項について正しく回答できること。
2	運航に関する一般知識	運航に関する一般知識について質問する。	質問事項について正しく回答できること。
3	空港等	事業者が事業活動を行う主たる地域内の空港等に係る事項について質問する。	質問事項について正しく回答できること。
4	空域	事業者が事業活動を行う主たる空域に係る事項について質問する。	質問事項について正しく回答できること。
5	関係規則等	航空法規、運航規程、審査要領等に係る事項について質問する。	質問事項について正しく回答できること。

1-3 実地審査

1-3-1 実地審査において申請者が次のいずれかに該当する場合、審査を停止するものとする。

- (1) 航空法規に違反があった場合
- (2) 危険な操作を行った場合
- (3) 他の乗員が申請者に不当な助言をした場合又は申請者が行うべき操作を補助した場合
- (4) その他機長として不適切な行為があつた場合

1-3-2 再操作は原則として認めないものとする。ただし、擾乱等の気象状態若しくは航空交通管制の指示等により科目を満足に実施できなかつた場合又は合否の判定を明確にするため運航審査官又は技能審査担当操縦士が必要であると認めた場合は、この限りでない。

1-3-3 実地審査科目のうち、運航審査官又は技能審査担当操縦士が適當と認めるものについては、同時に2科目を組み合わせて実施することができるものとする。

1-3-4 実地審査科目のうち、気象状態等の事由により実施できない科目が生じた場合には、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による審査を行うことで、実地審査に代えることができるものとする。ただし、その科目の合計は2科目を超えることはできない。

1-3-5 気象状態、機材の故障等止むを得ない事由により審査を中断した場合であつて、既に実施した全科目が判定基準に合致しているときは、後に当該審査を再開することができる。なお、既に実施した科目については省略してよい。

1-3-6 計器進入においてフードの使用を終了すべき時期は、次のとおりとする。

- (1) ILS進入からの着陸は、航空機が決心高度に達する直前
- (2) ILS進入からの進入復行は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度か、対地高度500フィートのうち、いずれか低い方の高度に達したとき
- (3) 非精密進入からの着陸は、航空機が目視降下点（目視降下点が設定されていないときは、これに相当する地点）に達する直前

1-3-7 決心高度及び最低降下高度は、次のとおりとする。

- (1) ILS進入の決心高度は、運航者が運航規程に定める高度
- (2) VOR進入ADF進入の最低降下高度は、運航者が設定した高度

1-3-8 実地審査における科目、実施要領及び判定基準は、表5のとおりとする。

1-3-9 運航審査官又は技能審査担当操縦士は、次の場合に模擬飛行装置を使用して実地審査の全部又は一部を行うことができる。

- (1) 使用する模擬飛行装置は、模擬飛行装置等認定要領（平成14年3月28日国空航第1285号国空機第1308号国空乗第91号）により審査を受けようとしている型式について、レベルC又はDの認定を受けたものであること
- (2) 実地審査の全部を模擬飛行装置を使用して行う場合の科目は表6によること

1-3-9-1 運航審査官又は技能審査担当操縦士は評価の正確性、模擬飛行装置の性能等から必要と認めたときは、科目の一部を実機に変更して行うことができる。

1-3-9-2 実機と模擬飛行装置を併用して審査を実施する場合は、模擬飛行装置で実施した科目であつても、実機で実施した場合は評価を行うものとする。

1-3-9-3 模擬飛行装置を使用して実地審査を行う場合の実施要領は次のとおりとする。

- (1) 模擬飛行装置の気象状態の設定は有視界気象状態とし、必要に応じて変化させることができる。ただし、科目3. 計器飛行方式による場合は、其々の区分に応じ其々の最低気象条件とする。
- (2) 模擬飛行装置のみで実地審査が完結する場合、表5の科目を一連の実運航を模擬して実施する。ただし、審査のために気象状態、故障の状況等の諸条件を設定することがある。
- (3) 発動機を含む諸系統又は装置の故障に伴う科目については、当該科目の評価・判定が終了した時点で復旧又は状況設定を変更してもよい。
- (4) 使用する管制用語に関しては、「管制方式基準（空制第5号昭和44年1月9日）」に従うものとする。

1－3－9－4 模擬飛行装置による実地審査において次の各号のいずれかに該当する場合は審査を停止し始めからやり直すものとする。

- (1) 模擬飛行装置の不具合により模擬飛行が中断し、かつ審査の判定が困難なとき
- (2) 教官席を操作する者が模擬飛行装置の状況設定を行う能力を有しないとき

表5

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1. 飛行準備 <注>模擬飛行装置により実施する場合 1-1～1-4 は表6のとおりとする。			
1-1	証明書、書類	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書、航空日誌等、必要な書類の有効性を確認させる。 2. 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。	1. 必要な証明書、書類の有効性を確認できること。 2. 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。
1-2	重量、重心位置	審査に使用する航空機の重量、重心位置等を、確認させる。	空虚重量、全備重量、積載重量等の区分を正しく理解し、重量及び重心位置等が許容限界内にあることを確認できること。
1-3	航空情報、気象情報	1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について確認させる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、飛行場及び使用空域の実況及び予報について確認させる。	1. 航空情報を正しく理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況を確認できること。 3. 各種の気象通報式の解読が正しくできること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。
1-4	飛行前点検	1. 運航者が設定したチェックリストに従って、所要の点検を行わせる。 2. 点検実施中、諸系統及び諸装置について質問する。	1. 当該チェックリストに従って、所要の点検がされること。 2. 点検中、安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に正しく答えられること。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
2. 異常離陸			
<注1> 2-4の科目は、耐空類別TA級以外の航空機による審査に限る。			
<注2> 2-5の科目は、耐空類別TA級の航空機による審査に限る。			
2-1	始動 及び 試運転	<p>1. 運航者が設定したチェックリストに従い、始動及び試運転を行わせる。</p> <p>2. 水上機の場合 水上で始動及び試運転を行わせる。</p>	<p>1. 当該チェックリストの使用方法が適切であり、確認が正確なこと。</p> <p>2. 制限事項を厳守できること。</p> <p>3. 水上機の場合 トルクの影響を理解し安全に始動ができること。</p>
2-2	垂直離陸(離水) 及び ホバリング	垂直に離陸(離水)してホバリングを行わせる。	<p>1. 針路は±5°以内の変化であること。</p> <p>2. 位置の移動が少ないとこと。</p> <p>3. 地上共振を避けるための配慮がなされていること。</p> <p>4. 水上機の場合</p> <p>(1) 目標物を確実に捉え安定した離水ができること。</p> <p>(2) 波高の判定が正確にできること。</p>
2-3	地上滑走 (水上滑走)	<p>1. 管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走又はエア・タキシングを行わせる。</p> <p>2. エア・タキシングの高度は、障害物を避ける場合を除いて、ホバリング高度とする。</p> <p>3. 水上機の場合 接水及びホバリングの状態で滑走を行わせる。</p>	<p>1. ダウン・ウォッシュの影響が考慮されていること。</p> <p>2. 他機や障害物など周辺の状況を考慮し、適切な速度で滑走できること。</p> <p>3. 地上の基線上を移動できること。</p> <p>4. ブレーキ、ステアリング等の装備機は、それらの操作が円滑であること。</p> <p>5. 水上機の場合</p> <p>(1) 滑走速度が適切であること。</p> <p>(2) 安全、確実な操作であること。</p>
2-4	通常の離陸	ホバリングから通常の上昇離陸を行わせる。	<p>1. 高度速度包囲線の制限範囲について考慮がなされていること。</p> <p>2. 上昇速度は±5ノット以内の変化であること。</p> <p>3. 円滑な操作であること。</p> <p>4. 適切な横風修正ができること。</p>
2-5	TA級離陸	所定の方式により離陸させる。	<p>1. 運航者が設定した方式に従って離陸できること。</p> <p>2. 運航者が設定した速度±5ノット以内の変化であること。</p>

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
3. 計器飛行方式			
<注>計器飛行方式による航空運送事業に従事することができる機長の審査に限る。			
3-1	計器離陸	1. 所定の方式に従って離陸させる。 2. 実機で実施する場合は、安全高度に達した時点からフードを使用する。	2-4 又は 2-5 と同じ
3-2	出発方式	管制承認等に従って飛行させる。	1. 管制承認された方式、運航者の制定した方式手順に従って正しく実施できること。 2. 航法装置等を適切に使用し、所定の方式に従って円滑に飛行できること。 3. トランクルギングは±5°以内。アークの場合は±2マイル以内の変化であること。
3-3	ILS、VOR 又は ADF 進入	所定の方式により ILS、VOR 又は ADF 進入のいずれかの進入を行わせる。	1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 最終進入以前の高度は±100フィート、速度は±10ノット以内の変化であること。 3. 最終進入中の速度は±10ノット、ILS ローカライザは片側フル・スケールの 1/2 グライドスロープは片側フル・スケールの 1/2 以内の変化であること。VOR 又は ADF のトランクルギングは±5°以内の変化であること。 4. 目視による進入に移行後、適正な経路を継続して飛行し、安定した着陸がされること。 5. その他は 5-1 又は 5-2 と同じ。
4. 空中操作			
<注>単発機の審査に限る			
4-1	オートローター シヨン	巡航中又は進入中においてピッチ・レバーを最低位置とすることにより、発動機を模擬不作動状態とする。 <注> 巡航中に実施する場合は最低安全高度までに回復操作が完了できる高度まで進入を継続することとし、進入中に実施する場合は引き続き安全に進入・着陸できる範囲内で操作を終了させるものとする。	1. 選定した不時着場が適切であること。 2. ローターの回転数を運用限界内に保持できること。 3. 目標修正は、最低降下率速度 - 10 ノットから最大滑空距離を得られる速度 + 10 ノットの範囲で行えること。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
5. 着陸			
<注1> 5-1の科目は、耐空類別TA級以外の航空機の審査に限る。			
<注2> 5-3の科目は、耐空類別TA級の航空機の審査に限る。			
5-1	通常の着陸	通常の進入を行わせ、目標上空でホバリングをさせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 進入速度は、減速操作を開始するまで±5ノット以内の変化であること。 2. 進入角が一定であること。 3. 軸線の保持が適切であること。 4. 運航者が設定したエリア内で安定したホバリングをすること。
5-2	ホバリング及び垂直着陸（着水）	ホバリングから垂直に着陸（着水）を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 針路は±5°以内の変化であること。 2. 位置の移動が少ないとこと。 3. 地上共振を避けるための配慮がなされていること。 4. 水上機の場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 目標物を確実に捉え安定した着水ができること。 (2) 波高の判定が正確にできること。
5-3	TA級着陸	所定の方式により進入及び着陸を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運航者が設定した方式に従って着陸できること。 2. 運航者が設定した諸元を保持できること。
5-4	多発機の1発動機故障と着陸	任意の1発動機を不作動状態にし、引き続き進入及び着陸を行わせる。 <注> 実機で実施する場合は、模擬不作動の状態としてよい。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運航者が設定した1発動機故障時の手順が確実に実施できること。 2. 作動発動機の出力の調整が適切であること。 3. その他は、5-1又5-3と同じ。
6. 通常操作			
6-1	防除氷系統の使用	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑な操作ができること。
6-2	自動操縦系統の使用	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑な操作ができること。
6-3	機上レーダー装置の使用	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑な操作ができること。
6-4	情報処理装置の使用	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑な操作ができること。

番号	科目	実施要領	判定基準
7. 異常操作及び緊急操作 <注> 2系統に限り口述により行うことができる。			
7-1	諸系統 又は 装置の故障	<p>次の系統又は装置故障時の操作を3系統以上行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気系統 2. 油圧系統 3. 操縦系統（自動操縦装置等を含む。） 4. 燃料系統 5. 尾部回転翼 6. その他（火災、煙の制御を含む。） 	緊急事態の内容を的確に判断し、所定の手順に従って円滑な処置がされること。
8. 航空交通管制機関等との連絡			
8-1	管制機関等との連絡	所定の方法により管制機関等と無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受けさせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の方法により円滑に情報を入手できること。 2. 管制機関の指示に違反し又は必要な許可を受けないで行動しないこと。
9. 航空機乗組員間の連携 <注>操縦に2人を要する航空機に係る審査に限る。			
9-1	乗組員間の連携	他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。	乗組員間の連携が適時緊密にできること。
10. 総合能力			
10-1	計画・判断力	飛行全般にわたって、先見性をもつて飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して適切に飛行を継続するとともに、不測の事態に備え、予測される危険を回避できること。
10-2	状況認識	<ol style="list-style-type: none"> 1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在の状況を正しく認識し、適切に業務を遂行できること。 2. 積極性を持ち、状況を的確に認識できること。
10-3	指揮統率・協調性	乗組員間及び地上職員との連携状況について判定する。	積極性を持ち、他の乗組員等と協調して業務を遂行できること。
10-4	規則の遵守	運航に必要な規則、規程類の遵守について判定する。	積極性を持ち、規則、規程類を遵守できること。

表6

		No.	科 目	模擬飛行装置	
				C	D
1.	飛行準備	1-1	証明書・書類	◎※1	◎※1
		1-2	重量、重心位置	◎※1	◎※1
		1-3	航空情報、気象情報	◎※1	◎※1
		1-4	飛行前点検	◎※2	◎※2
2.	離陸	2-1	始動及び試運転	◎	◎
		2-2	垂直離陸（離水）及びホバリング	◎	◎
		2-3	地上滑走	◎	◎
		2-4	通常の離陸	◎	◎
		2-5	T A級離陸	◎	◎
3.	計器飛行方式	3-1	計器離陸	◎	◎
		3-2	出発方式	◎	◎
		3-3	I L S、VOR又はADF進入	◎	◎
4.	空中操作	4-1	オートローテーション	◎	◎
5.	着陸	5-1	通常の着陸	◎	◎
		5-2	ホバリング及び垂直着陸（着水）	◎	◎
		5-3	T A級着陸	◎	◎
		5-4	多発機の1発動機故障と着陸	◎	◎
6.	通常操作	6-1	防除氷系統の使用	◎	◎
		6-2	自動操縦系統の使用	◎	◎
		6-3	機上レーダー装置の使用	◎	◎
		6-4	情報処理装置の使用	◎	◎
7.	異常操作及び緊急操作	7-1	諸系統又は装置の故障	◎	◎
8.	航空交通管制機関等との連絡	8-1	管制機関等との連絡	◎	◎
9.	航空機乗組員間の連携	9-1	乗組員間の連携	◎	◎
10.	総合能力	10-1	計画・判断力	実施した審査科目全体を通して評価する	実施した審査科目全体を通して評価する
		10-2	状況認識		
		10-3	指揮統率・協調性		
		10-4	規則の遵守		

【記号の意味】

◎	模擬飛行装置等を使用して実施することができる科目
※1	1-1, 1-2については、模擬飛行装置に対応した同型式の実機を想定して科目を実施する。
	1-3については、受審者が利用する主な空港等及び空域を想定して実施する。
※2	1-4のうち、外部点検については口述審査により実施する。

第4部 機長審査実施細則 (飛行船)

1. 機長昇格審査、型式移行審査及び定期審査

1-1 申請事項の確認

1-1-1 運航審査官又は技能審査担当操縦士は、審査に先立って受審者に次に掲げる書類の提示を求め、それぞれの有効性及び申請書に記載されている内容を確認するものとする。

(1) 航空従事者技能証明書

(2) 航空身体検査証明書（条件が付されている場合は、当該条件を満足していること。）

1-1-2 申請書に記載された事項が不備の場合又は必要な証明書を携帯していない場合は、審査を実施しないものとする。

1-1-3 運航審査官又は技能審査担当操縦士は、受審者の最近の飛行経験等を航空機乗組員飛行日誌により確認するものとする。

1-2 口述審査

1-2-1 口述審査において受審者が次のいずれかに該当する場合、審査を停止するものとする。

(1) 知識が判定基準に達していないと認められる場合

(2) 他の者から助言を受けた場合

(3) その他不正と判断される行為があった場合

1-2-2 実地審査において操縦を行っている間は、口述審査は行わないものとする。

1-2-3 口述審査における科目、実施要領及び判定基準は、表7のとおりとする。

表7

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1	航空機の性能及び運用限界等	審査に使用する航空機について次に例示する事項の質問を行う。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 3. 燃料及び滑油 4. 諸系統及び諸装置が故障した場合の措置 5. 通常操作及び緊急操作の手順 6. その他必要な事項	質問事項について正しく回答できること。
2	運航に関する一般知識	運航に関する一般知識について質問する。	質問事項について正しく回答できること。
3	空港等	事業者が事業活動を行う主たる地域内の場外離着陸場を含む空港等に係る事項について質問する。	質問事項について正しく回答できること。
4	空域	事業者が事業活動を行う主たる空域に係る事項について質問する。	質問事項について正しく回答できること。
5	関係規則等	航空法規、運航規程、審査要領等に係る事項について質問する。	質問事項について正しく回答できること。

1-3 実地審査

1-3-1 実地審査において申請者が次のいずれかに該当する場合、審査を停止するものとする。

- (1) 航空法規に違反があった場合
- (2) 危険な操作を行った場合
- (3) 他の乗員が不当な助言をした場合又は申請者が行うべき操作を補助した場合
- (4) その他機長として不適切な行為があった場合

1-3-2 再操作は原則として認めないものとする。ただし、擾乱等の気象状態若しくは航空交通管制の指示等により科目を満足に実施できなかった場合又は合否の判定を明確にするため運航審査官又は技能審査担当操縦士が必要であると認めた場合は、この限りでない。

1-3-3 実地審査科目のうち、運航審査官又は技能審査担当操縦士が適當と認めるものについては、同時に2科目を組み合わせて実施することができるものとする。

1-3-4 実地審査科目のうち、気象状態等の事由により実施できない科目が生じた場合には、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による審査を行うことで、実地審査に代えることができるものとする。ただし、その科目の合計は2科目を超えることはできない。

1-3-5 気象状態、機材の故障等止むを得ない事由により審査を中断した場合であって、既に実施した全科目が判定基準に合致しているときは、後に当該審査を再開することができる。なお、既に実施した科目については省略してよい。

1-3-6 実地審査における科目、実施要領及び判定基準は、表8のとおりとする。

表8

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1. 飛行準備			
1-1	証明書、書類	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書、航空日誌等、必要な書類の有効性を確認させる。 2. 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。	1. 必要な証明書、書類の有効性を確認できること。 2. 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。
1-2	重量、重心位置	審査に使用する航空機の重量、重心位置等を、確認させる。	空虚重量、全備重量、積載重量等の区分を正しく理解し、重量及び重心位置等が許容限界内にあることを確認できること。
1-3	航空情報、気象情報	1. 所要の航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について確認させる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、飛行場及び使用空域の実況及び予報について確認させる。	1. 航空情報を正しく理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況を確認できること。 3. 各種の気象通報式の解読が正しくできること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。
1-4	飛行前点検	1. 運航者が制定したチェックリストに従って、所要の点検を行わせる。 2. 点検実施中、諸系統及び諸装置について質問する。	1. 当該チェックリストに従って、所要の点検ができること。 2. 点検中、安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に回答できること。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
2. 異陸			
<注> 2-4 又は 2-5 は、船体の構造、特性によりいずれかを実施する。			
2-1	始動 及び 試運転	運航者が制定したチェックリストに従い、始動及び試運転を行わせる。	1. 当該チェックリストの使用方法が適切であり、確認が正確なこと。 2. 制限事項を厳守できること。
2-2	地上操作	1. 係留マストを離脱する前に静的浮力及びトリム調整を行わせる。 2. 地上作業員と共同して、船体を定位置に安定させ又は地上で移動させる。	1. 静的浮力とバランス調整が適切にできること。 2. 船体を安定させるための適切なトリムが調整できること。 3. 他機や障害物など周辺の状況を考慮し、安定又は適切な速度で移動できること。
2-3	地上における Weightoff	地上における Weightoff を行わせる。 <注> Weightoff が必要な飛行船に限る。	1. 機体を安定させるための操作が適切にできること。 2. バラスト調整が適切にできること。
2-4	無滑走離陸	所定の方式により滑走しないで離陸させる。	1. 運航者の設定した方式により離陸できること。 2. バラスト調整が適切であること。 3. 適切にトリムできること。 4. 船体姿勢を正しく制御できること。 5. 発動機の使用法が適切であること。
2-5	滑走離陸	所定の方式により滑走して離陸させる。	2-4 に同じ
2-6	離陸中の発動機故障と上昇	任意の1発動機を不作動の状態にし、引き続き離陸を行わせる。 <注> 実機により実施する場合は、模擬不作動（ゼロ・スラスト）としてよい。	1. 1発動機故障時的方式を正確に理解していること。 2. 作動発動機の出力の調整ができること。 3. 安全確実に離陸できること。
3. 空中操作			
3-1	型式特性に応じた操作	型式の特性に応じた飛行を実施させる。	1. 型式特性を正確に理解していること。 2. 推進装置等の特性を正確に理解し、使用できること。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
4. 着陸			
<注> 5-1 又は 5-2 は、船体の構造、特性によりいずれかを実施する。			
4-1	通常の進入及び無滑走着陸	所定の方式により滑走しないで着陸させる。	1. 運航者の制定した方式により進入及び着陸できること。 2. バラスト調整が適切であること。 3. 適切にトリムできること。 4. 船体姿勢を正しく制御できること。 5. 発動機の使用法が適切であること。
4-2	通常の進入及び滑走着陸	所定の方式により滑走し着陸させる。	5-1 に同じ
4-3	着陸復行	着陸進入中、着陸復行を指示し、着陸復行を行わせる。	機を失せず、適切な速度及び姿勢を維持して、円滑な復行操作ができること。
4-4	進入中の発動機故障と着陸	任意の1発動機を不作動の状態にし、引き続き着陸を行わせる。 <注> 実機により実施する場合は、模擬不作動（ゼロ・スラスト）としてよい。	1. 1発動機故障時的方式を正確に理解していること。 2. 作動発動機の出力の調整ができること。 3. 安全確実に着陸できること。
5. 通常操作			
5-1	飛行状況の管理	所定の操作を行わせる。	所定の手順に従って、円滑な操作ができること。
5-2	その他の系統・装置の使用	所定の操作を行わせる。	適切、かつ、確実な操作が実施でき、必要に応じて代替措置がとれること。
6. 異常操作及び緊急操作			
<注> 7-2 については、2系統に限り口述により行うことができる。			
6-1	フリーバルーン	1. 全ての発動機が停止した場合を想定して、フリーバルーンの状態で所定の操作を行わせる。 2. 着陸場を選定させる。 <注> 飛行場又は場外離着陸場に於いて実施する。	1. 運航者の設定した手順が正確に実施できること。 2. 機を失せず、機体を平衡させることができること。 3. 適切な着陸場が選定できること。 4. ヘリウムガスとバラストの放出を最小限に抑えながら降下できること。 5. フリーバルーン状態時の船体の重さについて理解していること。
6-2	諸系統又は装置の故障	次の系統又は装置故障時の操作を3系統以上について行わせる。 1. 電気系統 2. 空気系統 3. 操縦系統（自動操縦装置等を含む。） 4. 燃料系統 5. プロペラ系統 6. その他（火災・煙の制御を含む。）	緊急事態の内容を正確に判断し、所定の手順に従って円滑な処置ができるこ

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
7. 航空交通管制機関等との連絡			
7-1	管制機関等との連絡	所定の方法により管制機関等と無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受けさせる。	1. ATC用語を正確に理解し、使用できること。 2. 所定の方法により円滑に情報を入手できること。 3. 管制機関の指示に違反し又は必要な許可を受けないで行動しないこと。
8. 航空機乗組員間の連携等			
<注>	9-1 は、操縦に二人を要する飛行船の審査に限る。		
8-1	乗組員間の連携	他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。	乗組員間の連携が適時緊密にできること。
8-2	地上作業員との連携	所定の方法により、地上作業員と連携し必要な飛行作業を行わせる。	1. 地上作業員と運航要領、手信号や合図の方法等の打ち合わせが適切にできること。 2. 地上作業員との連携が適時緊密にできること。
9. 総合能力			
9-1	計画・判断力	飛行全般にわたって、先見性をもつて飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して適切に飛行を継続するとともに、不測の事態に備え、予測される危険を回避できること。
9-2	状況認識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し、適切に業務を遂行できること。 2. 積極性を持ち、状況を的確に認識できること。
9-3	指揮統率・協調性	乗組員間及び地上職員との連携状況について判定する。	積極性を持ち、他の乗組員等と協調して業務を遂行できること。
9-4	規則の遵守	運航に必要な規則、規程類の遵守について判定する。	積極性を持ち、規則、規程類を遵守できること。

第5部 技能審査担当操縦士審査実施細則

1. 技能審査担当操縦士の承認審査及び定期審査

1-1 申請事項の確認

1-1-1 運航審査官又は指名技能審査員は、審査に先立って受審者に次に掲げる書類の提示を求め、それぞれの有効性及び申請書に記載されている内容を確認するものとする。

(1) 航空従事者技能証明書

(2) 航空身体検査証明書（当該証明書に条件が付されている場合は、当該条件を満足していること。）

1-1-2 申請書に記載された事項が不備の場合又は必要な証明書を携帯していない場合は、審査を実施しないものとする。

1-1-3 運航審査官又は指名技能審査員は、受審者の最近の飛行経験等を航空機乗組員飛行日誌により確認するものとする。

1-2 書面審査

1-2-1 受審者が所定の要件に合致していない場合又は必要な証明書を携帯していない場合は、審査を停止するものとする。

1-2-2 書面審査の科目、実施要領及び判定基準は、表9のとおりとする。ただし、2及び3は、承認審査の場合に限り実施する。

表9

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1	機長発令	技能審査担当操縦士審査申請書に記載されたとおりの機長発令を受けていることについて審査する。	有効な機長発令を受けていること。
2	飛行時間	技能審査担当操縦士審査申請書に記載された飛行時間を審査する。	第1部4-2-1に定める飛行時間を有していること。
3	任用講習	技能審査担当操縦士講習（審査業務講習）の受講について審査する。	所定の審査業務講習を修了していること。
4	法令違反	技能審査担当操縦士審査申請書の内容を審査する。	航空法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者でないこと。

1－3 口述審査

1－3－1 口述審査において受審者が次のいずれかに該当する場合、審査を停止するものとする。

- (1) 知識が判定基準に達していないと認められる場合
- (2) 他の者から助言を受けた場合
- (3) その他不正と判断される行為があった場合

1－3－2 口述審査における科目、実施要領及び判定基準は、表10のとおりとする。

表10

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1	関係規則等	技能審査業務に直接必要な関係法規、通達、運航規程等について、その重点事項を質問する。	関係法規、通達、運航規程等について、所要の事項を正しく説明できること。
2	模擬飛行装置の取扱法	模擬飛行装置の取扱法についての質問をする。（機長審査に模擬飛行装置を使用する場合に限る。）	1. 模擬飛行装置の取扱法について、正しく説明できること。 2. 気象、諸系統又は装置の故障の状況設定の基準について、正しく理解していること。

1-4 実地審査

1-4-1 実地審査において受審者が次の各号のいずれかに該当する場合、審査を停止するものとする。

- (1) 機長又は機長候補者が航空法規に違反したにもかかわらずこれを看過した場合
- (2) 機長又は機長候補者が危険な操作を行ったにもかかわらずこれ看過した場合
- (3) その他技能審査担当操縦士として不適切な行為があった場合

1-4-2 実地審査の実施要領

運航審査官又は指名技能審査員は、実地審査を行う前に、受審者に対して次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 機長又は機長候補者に対する受審者による模擬審査は、当該受審者がすでに技能審査担当操縦士としての有効な承認を受けているものとして実施すること
- (2) 運航審査官又は指名技能審査員は、受審者が審査を実施している間は、受審者に対する質問は行わないこと

1-4-3 実地審査における科目、実施要領及び判定基準は、表11のとおりとする。

表11

番号	科目	実施要領	判定基準
1	書類確認の方法	審査計画に従い、書類の確認を行わせる。	所定の実施要領及び判定基準に従い、確実に実施できること。
2	口述審査の方法	審査計画に従い、口述審査を行わせる。	<ol style="list-style-type: none">1. 所定の実施要領及び判定基準に従い、確実に審査できること。2. 口述審査の実施に当たっては、次の事項について十分な配慮がなされていること。<ol style="list-style-type: none">(1) 審査の種類に応じた適切な内容であること。(2) 質問の趣旨が明確であること。(3) 質問の時機が適切であること。(4) 質問の種類が偏らないように選択されていること。3. 回答が不適切であった場合、適切な措置及び指導ができること。

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
3	実地審査の方法	飛行計画に従い、実地審査を行わせる。	<p>1. 所定の実施要領及び判定基準に従い、確実に審査できること。</p> <p>2. 実地審査に当たっては次の事項について、十分な配慮がなされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施要領、着眼点等について適切な指示ができること。 (2) 操作、手順等を厳格に監視できること。 (3) 審査に関する所要事項を適切に記録できること。 (4) 見張りを確実に実施できること。 (5) 不適切な判断又は操作等を行った者に対し、直ちに適切な措置がとられること。 (6) 審査中、安全に関して最大の注意が払われていること。 (7) 気象状態、航空管制の状態等に応じ、適切な措置がとれること。 (8) フードを適切に使用できること。（計器飛行方式により航空運送事業に従事する操縦者の審査の場合に限る。） (9) 異常状態、緊急状態の状況設定が適切にできること。 (10) 必要に応じ、再操作の指示ができること。 (11) 模擬飛行装置等を使用する場合は気象、諸系統又は装置の故障の状況設定が適切にできること。
4	評価の方法	審査終了後、受審者に審査結果、判定及び報告書の作成を行わせる。	<p>1. 所定の判定基準に従い、公正かつ客観的な評価ができること。</p> <p>2. 審査結果について、簡潔に講評できること。</p> <p>3. 矯正すべき点等について的確に指摘できること。</p> <p>4. 成績不良又は適性に疑いがある場合、適切な措置がとれること。</p> <p>5. 厳正な総合判定を行い、正確な報告書を作成できること。</p>

第6部 指名技能審査員審査実施細則

1. 指名技能審査員の認定審査及び定期審査

1-1 申請事項の確認

1-1-1 運航審査官は、審査に先立って受審者に次に掲げる書類の提示を求め、それぞれの有効性及び申請書に記載されている内容を確認するものとする。

(1) 航空従事者技能証明書

(2) 航空身体検査証明書（当該証明書に条件が付されている場合は、条件を満足していること。）

1-1-2 申請書に記載された事項が不備の場合又は必要な証明書を携帯していない場合は、審査を実施しないものとする。

1-1-3 運航審査官は、受審者の最近の飛行経験等を航空機乗組員飛行日誌により確認するものとする。

1-2 書面審査

1-2-1 受審者が所定の要件に合致していない場合は、審査を停止するものとする。

1-2-2 書面審査の科目、実施要領及び判定基準は、表12のとおりとする。ただし、3は、認定審査の場合に限り実施する。

表12

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1	機長発令	機長発令を受けていることについて審査する。	有効な機長発令を受けていること。
2	技能審査担当操縦士承認	技能審査担当操縦士承認を有することについて審査する。	1. 有効な技能審査担当操縦士の承認を受けていること。 2. 技能審査担当操縦士として3年以上の経験を有していること。
3	任用講習	任用講習の受講について審査する。	所定の指名技能審査員講習を修了していること。
4	法令違反	指名技能審査員審査申請書の内容を審査する。	航空法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者でないこと。

1－3 口述審査

1－3－1 口述審査において、受審者の知識が判定基準に達しないと認められる場合は、審査を停止するものとする。

1－3－2 口述審査の科目、実施要領及び判定基準は、表13のとおりとする。

表13

番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1	関係規則等	指名技能審査員業務に直接必要な 関係法規、通達、運航規程等について、その重点事項を質問する。	関係規則、通達、運航規程等について、所要の事項を正しく説明できること。

1－4 実地審査

1－4－1 受審者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、審査を停止するものとする。

- (1) 航空法に違反する行為を看過した場合
- (2) 危険な操作を看過した場合

1－4－2 実地審査の実施の要領

運航審査官は、受審者に対する実地審査を行う前に、受審者に対して次に掲げる事項について説明をするために、審査前ブリーフィングを行うものとする。

- (1) 技能審査担当操縦士に対する受審者による模擬審査は、当該受審者がすでに指名技能審査員としての有効な認定を受けているものとして実施すること
- (2) 運航審査官は、受審者が模擬審査を実施している間は、受審者に対する質問は行わないものとすること

1－4－3 実地審査の科目、実施要領及び判定基準は、表14のとおりとする。

表14

番号	科目	実施要領	判定基準
1	書類確認の方法	審査計画に従い、書類の確認を行わせる。	所定の実施要領及び判定基準に従い、確実に実施できること。
2	口述審査の方法	審査計画に従い、口述審査を行わせる。	<p>1. 所定の実施要領及び判定基準に従い、確実に審査できること。</p> <p>2. 口述審査の実施に当たっては次の事項について十分な配慮がなされていること。</p> <p>(1) 審査の種類に応じた適切な内容であること。</p> <p>(2) 質問の趣旨が明確であること。</p> <p>(3) 質問の時機が適切であること。</p> <p>(4) 質問の種類が偏らないように選択されていること。</p> <p>3. 回答が不適切であった場合、適切な措置及び指導ができること。</p>
3	実地審査の方法	飛行計画に従い、実地審査を行わせる。	<p>1. 所定の実施要領及び判定基準に従い、確実に審査できること。</p> <p>2. 実地審査に当たっては技能審査担当操縦士が実施した次の事項について、適切な評価、判定がなされていること。</p> <p>(1) 実施要領、着眼点等</p> <p>(2) 操作、手順等の監視</p> <p>(3) 審査に関する記録状態</p> <p>(4) 見張り状況</p> <p>(5) 不適切な判断又は操作等を行った者に対する措置状況</p> <p>(6) 航空機の運航に関する安全管理状況</p> <p>(7) 異常状態、緊急状態の設定状況</p> <p>(8) フード使用に関する適否（計器飛行方式により航空運送事業に従事する操縦者を審査する場合に限る。）</p>
4	評価の方法	審査終了後、受審者に審査結果、判定及び報告書の作成を行わせる。	<p>1. 所定の判定基準に従い、公正、かつ、客観的な評価ができること。</p> <p>2. 審査結果について、簡潔に講評できること。</p> <p>3. 矯正すべき点等について的確に指摘できること。</p> <p>4. 成績不良又は適性に疑いがある場合、適切な措置がとれること。</p> <p>5. 厳正な総合判定を行い、正確な報告書を作成できること。</p>

附 則

1. この要領は令和3年6月23日から適用する。
2. この要領の適用日以前に「小型航空機航空運送事業者に係る機長及び技能審査担当操縦士の審査要領」（平成15年3月7日国空航第1189号）第1部2.、「指名技能審査員の認定について」（平成14年6月21日 国空航第267号）3. 又は「指名技能審査員の審査要領」（平成15年3月7日 国空航第1190号）第1部2. の規定により申請書を提出した者に係る機長審査、技能審査担当操縦士及び指名技能審査員の審査については、当該審査に限り、なお従前の例による。
3. 「小型航空機航空運送事業者に係る機長及び技能審査担当操縦士の審査要領」（平成15年3月7日国空航第1189号）、「指名技能審査員の認定について」（平成14年6月21日 国空航第267号）及び「指名技能審査員の審査要領」（平成15年3月7日 国空航第1190号）は廃止する。

附 則（令和4年3月29日 国官参事第826号）

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年8月17日 国官参航安第305号）

1. この要領は、令和4年8月31日（次項において「適用日」という。）から適用する。
2. この要領の適用日以前に第1部2. の規定により申請書を提出した者に係る機長審査、技能審査担当操縦士及び指名技能審査員の審査については、当該審査に限り、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月28日 国官参航安第1215号、国空無機第238230号）

この要領は令和6年3月29日から適用する。

附 則（令和6年3月29日 国官参航安第1246号、国空無機第239480号）

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年9月18日 国官参航安第475号、国空無機第38573号）

この要領は、令和6年9月18日から適用する。

第1号様式

機長審査申請書			
ふりがな	住所		
氏名			
生年月日	年 月 日生		
航空機の種類	<input type="checkbox"/> 飛行機 <input type="checkbox"/> 回転翼航空機 <input type="checkbox"/> 飛行船		
技能証明	資格		
	番号		
計器飛行証明番号			
総飛行時間			
夜間飛行時間			
野外飛行時間			
当該型式の飛行時間			
申請する航空機の型式			
航空身体検査証明の番号・有効期間			
前回審査結果 通知年月日			
審査希望時期・場所			
その他参考となる事項			
上記の型式の航空機について、小型機を使用する航空運送事業者に係る機長の昇格審査・型式移行審査・定期審査を受けたいので申請します。			
年 月 日	申請者氏名 (氏名)		
所属事業者の名称及び住所			
技能審査担当操縦士の所属する事業者の長 (氏名) 殿			
地方航空局統括事業安全監督官 (氏名) 殿			

第2号様式

技能審査担当操縦士審査申請書				
ふりがな			住所	
氏名				
生年月日	年 月 日生			
航空機の種類		<input type="checkbox"/> 飛行機	<input type="checkbox"/> 回転翼航空機	<input type="checkbox"/> 飛行船
技能証明	資格		総飛行時間	
	番号		所属航空運送事業者の事業の用に供する飛行機、回転翼航空機又は飛行船の機長の時間	
計器飛行証明番号				
航空身体検査証明の番号・有効期間			現に機長の発令を受けている航空機の型式	
審査対象となる航空運送事業者（他の事業者に所属する機長を対象とする場合）			審査に使用する航空機の型式	
講習修了年月日 及び場所			審査希望場所 及び年月日	
前回審査結果 通知年月日			法令違反の有無	
備考				
上記の者について、小型機を使用する航空運送事業者に係る技能審査担当操縦士の承認審査・定期審査を受けたいので申請します。				
年 月 日 申請者の名称				
主たる事務所の所在地				
電話番号				
航空運送事業者名 指名技能審査員			(氏名) 殿	
地方航空局統括事業安全監督官			(氏名) 殿	

(注) この場合の申請者は航空運送事業者とする。

(注) 航空機の型式欄に記入しきれない場合には別紙に記載することができる。

第3号様式

技能審査担当操縦士講習申請書		
ふりがな	住所	
氏名		
生年月日	年 月 日	生
受講希望年月日及び場所		
備考		
<p>小型機を使用する航空運送事業者に係る技能審査担当操縦士講習（審査業務講習）を受けたいので申請します。</p>		
年 月 日		
申請者氏名 (氏 名)		
所属事業者の 名称及び住所		
地方航空局統括事業安全監督官 (氏 名) 殿		

第4号様式

技能審査担当操縦士業務範囲変更審査申請書		
ふりがな	住所	
氏名		
生年月日	年 月 日	
現在の審査対象航空運送事業者	変更を希望する審査対象航空運送事業者	
航空運送事業者の名称	航空運送事業者の名称 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除	
審査希望年月日 及び場所		
<p>上記の者について、小型機を使用する航空運送事業者に係る技能審査担当操縦士の業務範囲変更審査を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日 申請者氏名 (氏 名)</p> <p>所属事業者の 名称及び住所</p> <p>地方航空局統括事業安全監督官 (氏 名) 殿</p>		

(注) 現在の業務範囲の欄及び変更を希望する欄に記入しきれない場合には別紙に記載することができる。

第5号様式

航 空 経 歴 書 (技能審査担当操縦士)

氏名: _____

1. 入社前の経歴

所 属 (職 務)	乗 務 機 型 式	期 間
		年 月～ 年 月

2. 社内の経歴 (年 月入社)

職 務	乗 務 機 型 式	期 間
		年 月～ 年 月

(注) 職務については、機長、訓練担当操縦士、技能審査担当操縦士等の主要事項を記載する。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

所属事業者

第6号様式

機長審査成績報告書（飛行機）				総合判定				
				合 格		不格		
審査の種類	昇 格	型式移行	特 別					
	定 期		臨 時					
事業者の名称			航空機型式					
受審者の氏名			国籍・登録記号	JA			SIM	
審査年月日	年 月 日		場所／空港等					
申請書・証明書等	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適()						
成 績 表								
科 目	評 価			省 略	備 考			
	良	可	否					
口 述 審 査								
1. 航空機の性能及び運用限界等								
2. 運航に関する一般知識								
3. 空港等								
4. 空域								
5. 関係規則等								
実 地 審 査								
1. 飛行準備								
1-1 証明書、書類								
1-2 重量、重心位置								
1-3 航空情報、気象情報								
1-4 飛行前点検								
2. 離陸								
2-1 始動及び試運転								
2-2 地上滑走（水上滑走）								
2-3 通常の離陸（離水）								
2-4 異常離陸（離水）中の1発動機故障と上昇								
3. 計器飛行方式								
3-1 計器離陸								
3-2 出発方式								
3-3 ILS、VOR又はADF進入								
3-4 周回進入								
4. 空中操作								
4-1 失速と回復操作								
4-2 急旋回								
4-3 低速飛行								
4-4 発動機の故障								
5. 着陸								
5-1 通常の進入及び着陸（着水）								
5-2 1発動機不作動状態での進入及び着陸（着水）								
5-3 制限地着陸								

科 目	評 価			省 略	備 考
	良	可	否		
6. 通常操作					
6-1 防除氷系統の使用					
6-2 自動操縦系統の使用					
6-3 機上レーダー装置の使用					
6-4 情報処理装置の使用					
7. 異常操作及び緊急操作					
7-1 諸系統又は装置の故障					
8. 航空交通管制機関等との連絡					
8-1 管制機関等との連絡					
9. 航空機乗組員間の連携					
9-1 乗組員間の連携					
10. 総合能力					
10-1 計画・判断力					
10-2 状況認識					
10-3 指揮統率・協調性					
10-4 規則の遵守					
(所 見)					
上記機長（同候補者）に係る審査を実施したので報告します。					
年 月 日					
地方航空局統括事業安全監督官 (氏 名) 殿			運航審査官 (氏 名)		
事業者名 代表取締役 (氏 名) 殿			技能審査担当操縦士 所属 (氏 名)		

(注) 一部の科目を SIM で実施した場合、該当科目の備考欄に模擬飛行装置は「S」を記入する。

第7号様式

機長審査成績報告書（回転翼航空機）				総合判定				
				合 格		不格合		
審査の種類	昇 格	型式移行	特 別					
	定 期		臨 時					
事業者の名称			航空機型式					
受審者の氏名			国籍・登録記号	JA		SIM		
審査年月日	年 月 日		場所／空港等					
申請書・証明書等	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適（ ）						
成 績 表								
科 目				評 価		省 略	備 考	
				良	可			否
口 述 審 査								
1. 航空機の性能及び運用限界等								
2. 運航に関する一般知識								
3. 空港等								
4. 空域								
5. 関係規則等								
実 地 審 査								
1. 飛行準備								
1-1 証明書、書類								
1-2 重量、重心位置								
1-3 航空情報、気象情報								
1-4 飛行前点検								
2. 離陸								
2-1 始動及び試運転								
2-2 垂直離陸（離水）及びホバリング								
2-3 地上滑走（水上滑走）								
2-4 通常の離陸								
2-5 TA級離陸								
3. 計器飛行方式								
3-1 計器離陸								
3-2 出発方式								
3-3 ILS、VOR又はADF進入								
4. 空中操作								
4-1 オートローテーション								
5. 着陸								
5-1 通常の着陸								
5-2 ホバリング及び垂直着陸（着水）								
5-3 TA級着陸								
5-4 多発機の1発動機故障と着陸								
6. 通常操作								
6-1 防除氷系統の使用								
6-2 自動操縦系統の使用								
6-3 機上レーダー装置の使用								
6-4 情報処理装置の使用								

科 目	評 価			省 略	備 考
	良	可	否		
7. 異常操作及び緊急操作					
7-1 諸系統又は装置の故障					
8. 航空交通管制機関等との連絡					
8-1 管制機関等との連絡					
9. 航空機乗組員間の連携					
9-1 乗組員間の連携					
10. 総合能力					
10-1 計画・判断力					
10-2 状況認識					
10-3 指揮統率・協調性					
10-4 規則の遵守					
(所 見)					
上記機長（同候補者）に係る審査を実施したので報告します。					
年 月 日					
地方航空局統括事業安全監督官 (氏 名) 殿	運航審査官 (氏 名)				
事業者名 代表取締役 (氏 名) 殿	技能審査担当操縦士 所属 (氏 名)				

(注) 一部の科目を SIM で実施した場合、該当科目の備考欄に模擬飛行装置は「S」を記入する。

第8号様式

機長審査成績報告書（飛行船）				総合判定			
				合 格		不 合 格	
審査の種類	昇 格		型式移行	特 別			
	定 期			臨 時			
事業者の名称				航空機型式			
受審者の氏名				国籍・登録記号		JA	
審査年月日	年 月 日			空港等			
申請書・証明書等	<input type="checkbox"/> 適		<input type="checkbox"/> 不適()				
成 績 表							
科 目				評 価		省 略	備 考
				良	可		
口 述 審 査							
1. 航空機の性能及び運用限界等							
2. 運航に関する一般知識							
3. 空港等							
4. 空域							
5. 関係規則等							
実 地 審 査							
1. 飛行準備							
1-1 証明書、書類							
1-2 重量、重心位置							
1-3 航空情報、気象情報							
1-4 飛行前点検							
2. 離陸							
2-1 始動及び試運転							
2-2 地上操作							
2-3 地上における Weightoff							
2-4 無滑走離陸							
2-5 滑走離陸							
2-6 離陸中の発動機故障と上昇							
3. 空中操作							
3-1 型式特性に応じた操作							
4. 着陸							
4-1 通常の進入及び無滑走着陸							
4-2 通常の進入及び滑走着陸							
4-3 着陸復行							
4-4 進入中の発動機故障と着陸							
5. 通常操作							
5-1 飛行状況の管理							

科 目	評 価			省 略	備 考
	良	可	否		
5-2 その他の系統・装置の使用					
6. 異常操作及び緊急操作					
6-1 フリーバルーン					
6-2 諸系統又は装置の故障					
7. 航空交通管制機関等との連絡					
7-1 管制機関等との連絡					
8. 航空機乗組員間の連携等					
8-1 乗組員間の連携					
8-2 地上作業員との連携					
9. 総合能力					
9-1 計画・判断力					
9-2 状況認識					
9-3 指揮統率・協調性					
9-4 規則の遵守					
(所 見)					
上記機長（同候補者）に係る審査を実施したので報告します。					
年 月 日					
地方航空局統括事業安全監督官 （ 氏 名 ）殿	運航審査官		（ 氏 名 ）		
事業者名 代表取締役 （ 氏 名 ）殿	技能審査担当操縦士 所属 （ 氏 名 ）				

第9号様式

技能審査担当操縦士審査成績報告書

審査対象となる航空運送事業者				合 格	不 合 格
				合 格	不 合 格
				合 格	不 合 格
審査の種類	承 認	定 期	業務範囲変更	臨 時	
事業者の名称	航空機の種類				
受審者の氏名	航空機の型式				
審査年月日	年 月 日	国籍・登録記号	JA	SIM	
		場所／空港等			
申請書・証明書等	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適 ()			
成 績 表					
科 目	評 価			省 略	備 考
	良	可	否		
書面審査					
1. 機長発令					
2. 飛行時間					
3. 任用講習					
4. 法令違反					
口述審査					
1. 関係法規等					
2. 模擬飛行装置等の取扱法					
実地審査					
1-1 書類確認の方法					
1-2 口述審査の方法					
1-3 実地審査の方法					
1-4 評価の方法					
(所見)					
上記技能審査担当操縦士（同候補者）に係る審査を実施したので報告します。					
年 月 日					
地方航空局統括事業安全監督官 (氏 名) 殿	運航審査官				
指名技能審査員の所属する 事業者の長 (氏 名) 殿					
指名技能審査員 所属 (氏 名)					

(注) 機長審査の一部又は全部の科目を SIM で実施した場合は、SIM の欄に「✓」を記入する。

第10号様式

技能審査担当操縦士原簿

安全統括室運航審查官

第11号様式

(文書番号)
年　月　日

所属事業者名
(申請者氏名) 殿

地方航空局統括事業安全監督官
(氏名)

所属事業者名
技能審査担当操縦士
(氏名)

機長審査結果通知書

貴殿の(所属事業者)に係る航空運送事業の機長審査の結果を下記のとおり通知する。

記

1. 審査結果

合格 不合格

2. 審査の種類

昇格審査 定期審査 型式移行審査
 臨時審査 特別審査 その他の審査

3. 審査の年月日

(1) 審査年月日 年　月　日
(2) 審査場所

4. 航空機の型式

航空機の種類	等級	型式

5. その他参考事項

第12号様式

(文書番号)
年　月　日

所属事業者名
[代表取締役]
(氏名) 殿

地方航空局統括事業安全監督官
(氏名)

技能審査担当操縦士承認通知書

貴社所属の（受審者氏名）は、下記の事業者に係る航空機について技能審査担当操縦士として承認されたので通知します。※ただし、模擬飛行装置を使用した審査を除く。

記

航空機の種類	
--------	--

審査対象となる航空運送事業者	

注) 模擬飛行装置を使用して審査を実施しなかった場合は、その旨、記載すること。
記載例は上記※のとおり。

第13号様式

(文書番号)
年 月 日

所属事業者名
[代表取締役]
(氏名) 殿

地方航空局統括事業安全監督官
(氏名)

所属事業者名
指名技能審査員
(氏名)

技能審査担当操縦士審査結果通知書

貴社所属の（受審者氏名）について審査を実施したので結果を通知します。

記

1. 審査結果

合格 不合格

2. 審査の種類

承認審査 定期審査 業務範囲変更審査 臨時審査

3. 審査の年月日

(1) 審査年月日 年 月 日
(2) 審査場所

4. 航空機の種類

飛行機 回転翼航空機 飛行船

5. 業務範囲

審査対象となる航空運送事業者	

6. その他参考事項

※模擬飛行装置を使用した審査を実施した。

第14号様式

指名技能審査員審査申請書			
ふりがな 氏名		住所:	
生年月日	年 月 日 生		
所属する事業者名	所在地: 電話番号:		
指名技能審査員講習		修了年月日	場所
		年 月 日	
前回審査結果通知年月日	年 月 日	場所	
審査希望年月日	年 月 日	場所	
審査に使用する航空機の種類			
審査に使用する航空機の型式			
技能審査担当操縦士 承認年月日	飛行機	回転翼航空機	飛行船
審査対象となる航空運送事業者		審査対象となる航空機の種類及び等級	
法令違反の有無		備考	
上記の者について、小型機を使用する航空運送事業者に係る指名技能審査員の認定審査・定期審査を受けたいので申請します。			
年 月 日			
申請者の名称 主たる事務所の所在地 電話番号			
地方航空局統括事業安全監督官 (氏 名) 殿			

(注) この場合の申請者は航空運送事業者とする。

第15号様式

航空経歴書(指名技能審査員)

氏名:

1. 入社前の経歴

所属(職務)	乗務機型式	期間
		年月～年月

2. 社内の経歴(年月入社)

職務	乗務機型式	期間
		年月～年月

(注) 職務については、機長、訓練担当操縦士、技能審査担当操縦士等の主要事項を記載する。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年月日

所属事業者

第16号様式

指名技能審査員講習申請書		
ふりがな	住所:	
氏名		
生年月日	年 月 日生	
所属する事業者名	所在地: 電話番号: 担当者氏名:	
講習希望年月日 (場所)	年 月 日 (場所):	
技能審査担当操縦士 承認年月日	飛行機	
	回転翼航空機	
	飛行船	
備考		
小型機を使用する航空運送事業者に係る指名技能審査員講習を受けたいので申請します。 年 月 日		
申請者氏名 (氏 名)		
所属事業者の名称及び住所		
地方航空局統括事業安全監督官 (氏 名) 殿		

第17号様式

指名技能審査員業務範囲変更審査申請書		
ふりがな	住所 :	
氏名		
生年月日	年 月 日 生	
所属航空運送 事業者		
業務範囲変更の内容		
審査対象となる事業者の名称等		申請する業務範囲(航空機の種類及び等級)
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除 事業者名 : 所在地 :		<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除 事業者名 : 所在地 :		<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除 事業者名 : 所在地 :		<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除
備考		
上記の者について、小型機を使用する航空運送事業者に係る指名技能審査員の業務範囲変更審査を受けたいので申請します。		
年 月 日		
申請者の名称 主たる事務所の所在地 電話番号 担当者氏名		
東京・大阪航空局統括事業安全監督官 (氏 名) 殿		

(注) この場合の申請者は航空運送事業者とする。

第18号様式

指名技能審査員審査成績報告書

審査対象となる航空運送事業者				合 格		不 合 格
				合 格		不 合 格
				合 格		不 合 格
審査対象となる航空機の種類及び等級				合 格		不 合 格
				合 格		不 合 格
				合 格		不 合 格
審査の種類	<input type="checkbox"/> 認 定	<input type="checkbox"/> 定 期	<input type="checkbox"/> 臨 時			
所属航空運送事業者の名称				実地審査に使用した航空機の種類及び等級		
受審者の氏名				国籍・登録記号		SIM
審査年月日	年 月 日		場所／空港等			
成 績 表						
科 目	評 価 価			備 考		
	良	可	否			
書 面 審 査						
1. 機長発令						
2. 技能審査担当操縦士承認						
3. 任用講習						
4. 法令違反						
口 述 審 査						
1. 関係規則等						
実 地 審 査						
1. 書類確認の方法						
2. 口述審査の方法						
3. 実地審査の方法						
4. 評価の方法						
(所 見)						
時 間	:	運航審査官				

(注) 機長審査の一部又は全部の科目をSIMで実施した場合は、SIMの欄に「✓」を記入する。

第19号様式

(文書番号)
年　月　日

所属事業者名
[代表取締役]
(氏　　名) 殿

地方航空局統括事業安全監督官
(氏　　名)

指名技能審査員認定通知書

貴社所属の（受審者名）は、下記のとおり指名技能審査員として認定されたので通知します。

記

1. 業務範囲

審査対象となる航空運送事業者	航空機の種類及び等級

2. その他参考事項

所属事業者名
[代表取締役]
(氏　　名) 殿

地方航空局統括事業安全監督官
(氏　　名)

指名技能審査員審査結果通知書

貴社所属の (受審者名) について審査を実施したので結果を通知します。

記

1. 審査結果

合格 不合格

2. 審査の種類

認定審査 定期審査 業務範囲変更審査 臨時審査

3. 審査の年月日

(1) 審査年月日 年　　月　　日
(2) 審査場所

4. 業務範囲

審査対象となる航空運送事業者	航空機の種類及び等級

5. その他参考事項

第21号様式

指名技能審查員原簿

統括事業安全監督運航審查官

第22号様式

(文書番号)
年 月 日

所属事業者名
(申請者氏名) 殿

地方航空局統括事業安全監督官
(氏名)

技能審査担当操縦士講習修了証

貴殿は、 年 月 日に実施した技能審査担当操縦士講習を
修了されたことを証します。

第23号様式

(文書番号)
年 月 日

所属事業者名
(申請者氏名) 殿

地方航空局統括事業安全監督官
(氏 名)

指名技能審査員講習修了証

貴殿は、 年 月 日に実施した指名技能審査員講習を修了
されたことを証します。

第24号様式

(文書番号)

年 月 日

東京・大阪航空局統括事業安全監督官
(氏 名) 殿

技能審査担当操縦士・指名技能審査員
の所属する事業者の名称

事業者の長
(氏 名)

(技能審査担当操縦士・指名技能審査員) 解任届

標記について、下記の (技能審査担当操縦士・指名技能審査員) を解任することとしましたので報告します。

記

1. 技能審査担当操縦士・指名技能審査員の氏名
2. 承認・認定に係わる航空機の種類及び等級 (該当する場合のみ)
3. 審査対象となる航空運送事業者
4. 解任年月日
5. 解任の理由

以上